

---

# 過疎地域自立促進計画書

(平成28年度～平成32年度)

---



長崎県五島市

## 目 次

第1章 基本的な事項	1
第1節 五島市の概況	1
1. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
2. 過疎の状況	2
3. 産業の現況	2
第2節 人口及び産業の推移と動向	3
1. 人口の推移と動向	3
2. 産業の推移と動向	3
第3節 行財政の状況	8
1. 行政の状況	8
2. 財政の状況	8
3. 施設整備の水準	8
第4節 地域の自立促進の基本方針	11
第5節 計画期間	12
第6節 公共施設等総合管理計画との整合	12
第2章 産業の振興	15
1. 農林水産業の振興	15
2. 商工業の振興	15
3. 観光又はレクリエーションの振興	15
第1節 現況と問題点	15
1. 農林水産業の振興	15
2. 商工業の振興	17
3. 観光又はレクリエーションの振興	18
第2節 その対策	19
1. 農林水産業の振興	19
2. 商工業の振興	20
3. 観光又はレクリエーションの振興	20
第3節 計画	22
第4節 公共施設等総合管理計画との整合	37
第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	38
1. 国道、県道及び市道の整備	38
2. 交通体系の整備	38
3. 農道、林道及び漁港関連道の整備	38
4. 情報通信基盤の整備及び情報化の推進	38
5. 地域間交流の促進	38
第1節 現況と問題点	38

1. 国道、県道及び市道の整備	38
2. 交通体系の整備	39
3. 農道、林道及び漁港関連道の整備	40
4. 情報通信基盤の整備及び情報化の推進	40
5. 地域間交流の促進	40
<b>第2節 その対策</b>	40
1. 国道、県道及び市道の整備	40
2. 交通体系の整備	41
3. 農道、林道及び漁港関連道の整備	41
4. 情報通信基盤の整備及び情報化の推進	41
5. 地域間交流の促進	41
<b>第3節 計画</b>	42
<b>第4節 公共施設等総合管理計画との整合</b>	47
<b>第4章 生活環境の整備</b>	48
1. 水道施設整備	48
2. 汚水処理施設整備	48
3. 廃棄物処理施設整備	48
4. 消防施設整備	48
5. 公営住宅整備	48
6. 住環境整備	48
7. 消費生活相談体制整備	48
<b>第1節 現況と問題点</b>	48
1. 水道施設整備	48
2. 汚水処理施設整備	49
3. 廃棄物処理施設整備	49
4. 消防施設整備	50
5. 公営住宅整備	50
6. 住環境整備	50
7. 消費生活相談体制整備	50
<b>第2節 その対策</b>	51
1. 水道施設整備	51
2. 汚水処理施設整備	51
3. 廃棄物処理施設整備	51
4. 消防施設整備	51
5. 公営住宅整備	51
6. 住環境整備	51
7. 消費生活相談体制整備	51
<b>第3節 計画</b>	52
<b>第4節 公共施設等総合管理計画との整合</b>	54

<b>第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b>	5 6
1. 高齢者福祉の向上	5 6
2. 児童福祉の向上	5 6
3. 障がい者（児）福祉の向上	5 6
<b>第1節 現況と問題点</b>	5 6
1. 高齢者福祉の向上	5 6
2. 児童福祉の向上	5 7
3. 障がい者（児）福祉の向上	5 7
<b>第2節 その対策</b>	5 8
1. 高齢者福祉の向上	5 8
2. 児童福祉の向上	5 8
3. 障がい者（児）福祉の向上	5 8
<b>第3節 計画</b>	5 9
<b>第4節 公共施設等総合管理計画との整合</b>	6 1
<b>第6章 医療の確保</b>	6 2
1. 診療施設整備	6 2
2. 健康づくり推進	6 2
<b>第1節 現況と問題点</b>	6 2
1. 診療施設整備	6 2
2. 健康づくり推進	6 2
<b>第2節 その対策</b>	6 3
1. 診療施設整備	6 3
2. 健康づくり推進	6 3
<b>第3節 計画</b>	6 4
<b>第4節 公共施設等総合管理計画との整合</b>	6 5
<b>第7章 教育の振興</b>	6 6
1. 学校教育の振興	6 6
2. 生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興	6 6
<b>第1節 現況と問題点</b>	6 6
1. 学校教育の振興	6 6
2. 生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興	6 7
<b>第2節 その対策</b>	6 8
1. 学校教育の振興	6 8
2. 生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興	6 8
<b>第3節 計画</b>	6 9
<b>第4節 公共施設等総合管理計画との整合</b>	7 2
<b>第8章 地域文化の振興等</b>	7 3

1. 地域文化の振興	73
第1節 現況と問題点	73
1. 地域文化の振興	73
第2節 その対策	74
1. 地域文化の振興	74
第3節 計画	75
第4節 公共施設等総合管理計画との整合	77
第9章 集落の整備	78
1. 集落の整備	78
第1節 現況と問題点	78
1. 集落の整備	78
第2節 その対策	78
1. 集落の整備	78
第3節 計画	78
別表 過疎地域自立促進特別事業一覧表	79

# 第1章 基本的な事項

## 第1節 五島市の概況

### 1. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### (1) 自然的条件

本市は、九州の最西端に位置し、長崎港の西方海上約 100 kmの五島列島の南西部、福江島、奈留島、久賀島、枕島、黄島、赤島、蕨小島、黒島、島山島、嵯峨島及び前島の 11 の有人島と 52 の無人島からなっている。

本市の面積は、420.04 k m<sup>2</sup>であり、地質は大部分が古代三紀の砂岩、礫岩、頁岩及び玲岩からなっており、地形は極めて複雑で火山群を伴う沈降性地累島群で、多くの溺れ谷をもち、海岸線は屈曲に富んでいる。このため、景観は非常に美しく、その大部分が西海国立公園に指定されるなど、豊かな自然環境を有している。

気候は対馬暖流の影響を受けて温暖であるが、台風の常襲地帯でもあり、年間降雨量が多くなっている。

#### (2) 歴史的条件

市内の各所から旧石器時代、縄文、弥生時代の遺跡が発見されており、古い時代から人類が生活を営んでいたことが推測されている。本市の位置する五島列島は、古くは「値嘉島」「近の浦」と呼ばれ、遣唐使の寄留地や倭寇の根拠地として大陸との交流が行われていた。また、中世以降も海外貿易の拠点として栄え、近世に入ると五島藩に属し、江戸時代にはキリスト教徒が新天地を求めて移住した歴史もある。

明治 22 年の町村制施行により現在の市域にあたる各村が発足、大正 8 年から昭和 32 年までの間に福江町、奥浦村、崎山村、本山村、大浜村が合併して福江市となり、その後に枕島村、久賀島村を編入し、周辺の村においても、それぞれ富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町及び奈留町を施行した。

本市は、平成 16 年 8 月 1 日に一市五町の新設合併により誕生し、現在に至っている。

#### (3) 社会的条件

本市は、周りを海に囲まれており、本土とは海路と空路により結ばれている。

海路は、明治初期に五島～長崎間に航路が開設されて以来、現在はフェリーと高速船、また、福岡へもフェリーが運航している。

空路は、昭和 38 年に福江空港が開港し長崎線が開設された。その後、福岡線が開設され、市民の生活、医療はもとより観光や産業、経済、文化の振興に大きな役割を果たしている。

市内は、11 の有人島が 8 航路で繋がり、国道 1 路線、主要地方道 5 路線、一般県道 7 路線、市道 1,988 路線が一体となった交通ネットワークを形成している。

しかし、本土や二次離島との結びつきは天候に左右され、交通が遮断し孤立することがある。

#### **(4) 経済的条件**

高速船や飛行機の就航による人、物の流れの高速化は、地域経済の活性化の役割を担っている。しかし、農林水産物等の流通には輸送コストがかかり、近年の燃油価格の高騰は、さらに本市の第一次産業の経営を圧迫させている。また、公共事業の縮減による建設業等の減少も雇用の場を失う原因となり、就労の場を求めて若者が市外に流出し、人口の減少、少子高齢化による購買力の低下、商工業者の後継者不足による空き店舗の増加が消費低迷の大きな要因となっている。

## **2. 過疎の状況**

昭和 35 年に 87,232 人を数えた人口は、平成 17 年には 44,765 人と半数近くに減少し、65 歳以上の人口は 6,168 人から 13,639 人と倍増している。その中でも、周辺地域、二次離島地区においては少子高齢化が顕著となっている。

この間、基幹産業である農林水産業の基盤、施設はもとより、道路整備を重点的に行ってきたが、一次産業の停滞から就労人口の減少に歯止めがかからない状態である。また、本市を形成する離島、分散した集落構造が、交通、医療、教育、生活環境、福祉などの整備、各施策を実施する上で大きな障害となっているとも言える。

後継者の育成や雇用の確保は急務であり、各施設の整備を図るとともに、豊かな有形、無形の地域資源を活用し、住民福祉の安定と向上、経済、文化の振興等を図り、自立性を高め個性豊かな地域づくりを進めることが重要である。

## **3. 産業の現況**

### **(1) 産業構造の変化**

産業別人口の動向による構造をみると、社会情勢の変化に伴い、その中心は第一次産業から第三次産業へと移行しており、第三次産業就業者は本市の就業人口の 7 割以上を占めるようになっている。しかし、本市の基幹産業は、第一次産業であり、農林水産業を活かした地域の活性化を図る必要がある。

### **(2) 地域の経済的な立地特性**

有人、無人島からなる本市は、西海国立公園に指定される美しい自然景観と遣唐使、教会、寺社等の歴史的文化遺産に恵まれている。また、本土とは、海路、空路によって長崎、福岡と繋がり、最近では、情報通信基盤の整備により情報の地域間格差が解消され、新たな企業の誘致や市場の拡大等が期待される。

### **(3) 社会経済的発展の方向と概要**

本市の経済発展に向けては、地域の特性を活かした戦略的な産業の育成・強化を図り、安定的かつ良質な雇用の創造を図っていく必要がある。

特に本市の基幹産業である第一次産業については、担い手の確保や高付加価値化、経営の効率化等を図り、地域経済をけん引する産業としての地位を築いていく。

また、豊かな自然や教会など歴史的文化遺産を活用した観光振興による交流人口の拡大を

推進するとともに、若年者層を中心に、UIターンを推進するため、就業や住まいなど移住希望者の不安を解消し、全ての人々が支えあい愛着を持って住み続けられる環境の整備に取り組んでいく。

## 第2節 人口及び産業の推移と動向

### 1. 人口の推移と動向

人口の推移をみると、昭和35年に87,232人であった人口は、平成17年には44,765人と45年間で42,467人が減少している。

また、年齢階層別人口は、昭和35年と平成17年を比較してみると、0～14歳の階層は、30,154人(83.0%)の減、生産年齢人口である15～64歳の人口は、19,804人(44.3%)の減、そのうちの15～29歳の若年者層については、11,339人(69.7%)の減となっており、少子化、若年者層の人口流出が続いている。一方、65歳以上の推移をみると、7,471人(121.1%)の増、その構成比も年々増加している。

このことから、全体的な人口の動態は、若年者層において特殊な人口増加をもたらすような作用が働かない限り、青年層の減少と高齢者の増加はさらに進むものと予想される。なお、男女別からみた人口の推移は、平成12年3月31日と平成21年3月31日の構成比にほとんど変化はなく同じ割合で減少していると言える。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口は今後も減少が続き、2040年(平成52年)には21,987人まで減少するとされている。

また、年齢区分別の人口割合をみると、65歳以上の人口割合の増加が続き、平成52年における65歳以上の人口割合は平成27年の約1.4倍に増え、その時点の15歳未満人口割合の約6.4倍になると予測されている。

### 2. 産業の推移と動向

産業別人口の推移は、昭和35年に36,562人であったが、平成17年には18,858人と17,704人が減少している。

産業別の就業人口比率をみると、第一次産業が65.6%から17.1%へ、第二次産業が9.6%から16.1%、第三次産業が24.8%から66.8%と第一次産業と第三次産業の比率が逆転し第二次産業が微増傾向にある。

産業別にみると、第一次産業では、生産性の低さ、輸入自由化、価格低迷、経費の高騰などを背景に農業、漁業離れが進んでいる。第二次産業においては、農水産物の加工業者等、零細企業が多くあるものの、地域への雇用をもたらしている。また、第三次産業は、就業人口比率が大きな伸びを示しているとおおり、一次産業からの移行がみられる。

今後は、本市の基幹産業である第一次産業の後継者、第二次産業である地場産業を育成するとともに優良企業等の誘致を行い就労の場を確保し、若年者層の市外流出を防止して地域の自立促進を図ることが必要である。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和30年		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 91,973		人 87,232	% △5.2	人 78,642	% △9.8	人 68,649	% △12.7	人 63,410	% △7.6
0歳～14歳	37,190		36,339	△2.3	30,478	△16.1	23,573	△22.7	18,381	△22.0
15歳～64歳	49,112		44,725	△8.9	41,415	△7.4	38,158	△7.9	37,429	△1.9
うち										
15～29歳(a)	21,639		16,271	△24.8	13,325	△18.1	11,602	△12.9	11,912	2.7
65歳以上(b)	5,671		6,168	8.8	6,749	9.4	6,918	2.5	7,600	9.9
(a)／総数 若年者比率	% 23.5		% 18.7	—	% 16.9	—	% 16.9	—	% 18.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 6.2		% 7.1	—	% 8.6	—	% 10.1	—	% 12.0	—

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率								
総 数	人 60,947	% △3.9	人 57,736	% △5.3	人 54,143	% △6.2	人 51,295	% △5.3	人 48,533	% △5.4
0歳～14歳	15,558	△15.4	13,525	△13.1	11,572	△14.4	9,839	△15.0	7,797	△20.8
15歳～64歳	37,223	△0.6	35,364	△5.0	32,896	△7.0	30,032	△8.7	27,916	△7.0
うち										
15～29歳(a)	11,317	△5.0	9,258	△18.2	7,541	△18.5	6,524	△13.5	6,107	△6.4
65歳以上(b)	8,166	7.4	8,846	8.3	9,672	9.3	11,420	18.1	12,816	12.2
(a)／総数 若年者比率	% 18.6	—	% 16.0	—	% 13.9	—	% 12.7	—	% 12.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.4	—	% 15.3	—	% 17.9	—	% 22.3	—	% 26.4	—

区 分	平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 44,765	% △7.8	人 40,622	% △9.3
0歳～14歳	6,185	△20.7	4,807	△22.3
15歳～64歳	24,921	△10.7	22,242	△10.7
うち				
15～29歳(a)	4,932	△19.2	3,765	△23.7
65歳以上(b)	13,639	6.4	13,545	△0.1
(a)／総数 若年者比率	% 11.0	—	% 9.3	—
(b)／総数 高齢者比率	% 30.5	—	% 33.4	—

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 50,216	—	人 46,905	—	% △6.6	人 42,466	—	% △9.5
男	23,479	% 46.8	21,938	% 46.8	% △6.6	19,842	% 46.7	% △9.6
女	26,737	% 53.2	24,967	% 53.2	% △6.6	22,624	% 53.3	% △9.4

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 39,730	—	% △6.4	人 39,037	—	% △1.7	
男 (外国人住民除く)	18,606	% 46.8	% △6.2	18,280	% 46.8	% △1.8	
女 (外国人住民除く)	21,124	% 53.2	% △6.6	20,757	% 53.2	% △1.7	
参 考	男 (外国人住民)	15	19.2	—	19	23.8	26.7
	女 (外国人住民)	63	80.8	—	61	76.2	△3.2

表1-1 (3) 人口の今後の見通し

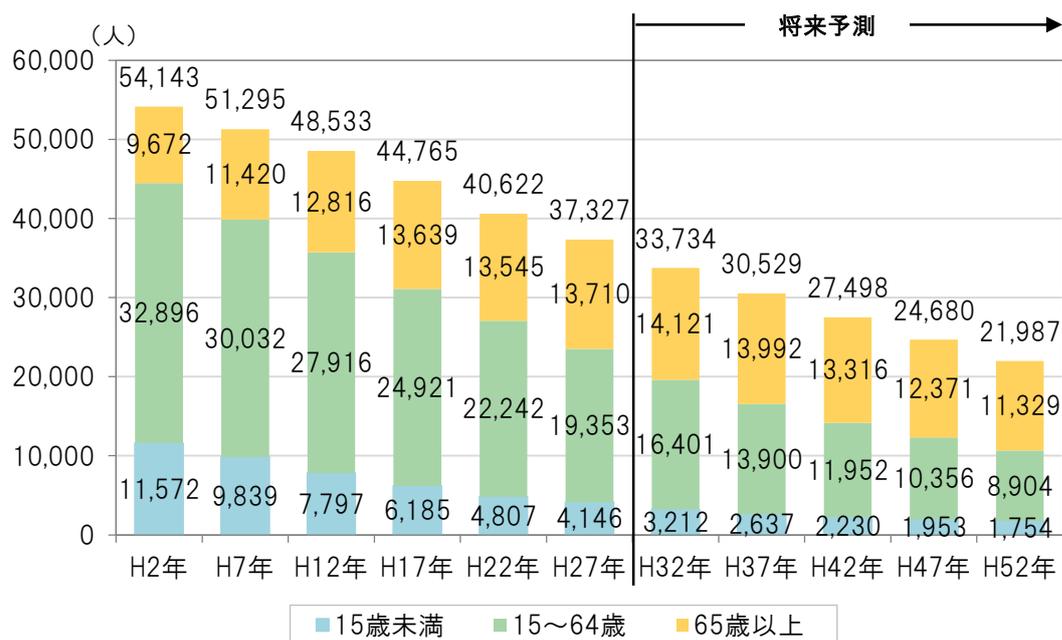


図 将来人口の推移

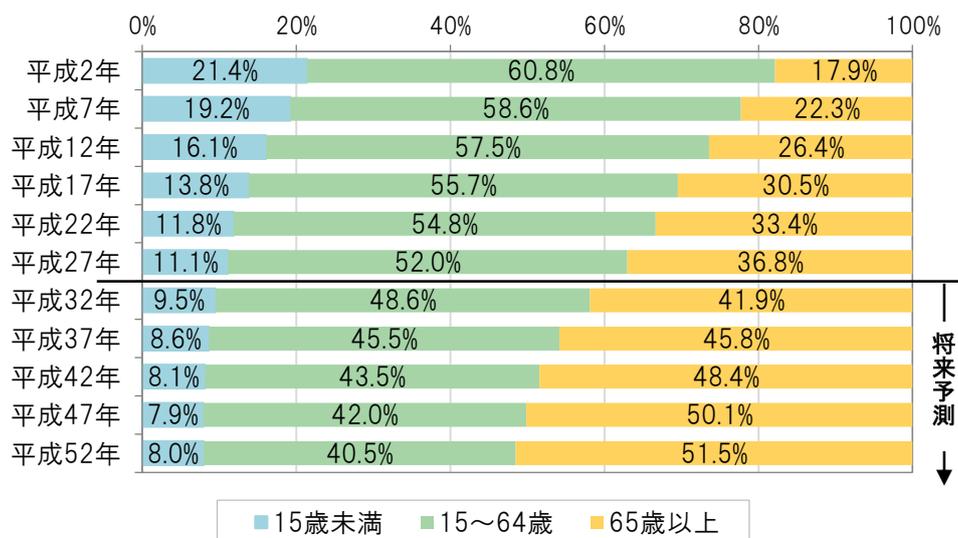


図 年齢区別将来人口割合

出典:平成27年以前データ国勢調査

※平成27年以前のデータの総数人口には年齢不詳を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない

※合併前は、合併市町を加算

※平成32年以降データは国立社会保障・人口問題研究所

※割合は、平成27年以前のデータでは分母から年齢不詳を除いて算出している。

また、四捨五入の関係で100%とならない

表1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和30年		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 39,353		人 36,562	% △7.1	人 31,364	% △14.2	人 27,936	% △10.9	人 24,357	% △12.8
第一次産業 就業人口比率	% 71.7		% 65.6	—	% 59.3	—	% 51.7	—	% 45.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 7.8		% 9.6	—	% 9.2	—	% 9.7	—	% 10.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 20.5		% 24.8	—	% 31.5	—	% 38.6	—	% 43.9	—

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 24,964	% 2.5	人 23,896	% △4.3	人 22,391	% △6.3	人 21,751	% △2.9	人 20,329	% △6.5
第一次産業 就業人口比率	% 38.3	—	% 35.2	—	% 26.4	—	% 22.0	—	% 17.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 13.8	—	% 13.7	—	% 19.0	—	% 19.0	—	% 19.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 47.9	—	% 51.1	—	% 54.6	—	% 59.0	—	% 62.9	—

区 分	平成17年		平成22年	
	実数	実数	実数	増減率
総 数	人 18,858	人 △7.2	人 17,009	% △9.8
第一次産業 就業人口比率	% 17.1	—	% 16.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 16.1	—	% 12.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 66.8	—	% 70.7	—

## 第3節 行財政の状況

### 1. 行政の状況

近年、本市を取り巻く環境は、加速する少子高齢化や高度情報化の進展により大きく変化している。それに伴い、市民生活や市民ニーズが多様化する中、行政への期待は大きく膨らんでいる。

しかしながら、先の読めない不透明な経済状況が続く中、急速な人口減少や少子高齢化、雇用問題への対応など地方財政においても今まで以上に厳しい予測がされている。

また、地方分権改革により、地方公共団体にはこれまで以上に自主性や独自性が求められており、このことは、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営する自覚をより強く持たなければならないことを示している。

これらを踏まえて、今後より一層の行政改革を断行するとともに、行政における公平性の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置を講じ、行政体制の整備、充実強化を図る必要がある。

### 2. 財政の状況

本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、それを地方交付税などの依存財源により補てんしている脆弱な財政状況が続いており、今後、人口減少や高齢化に伴う歳入の減少、歳出面では社会保障費の増加や公共施設の経年化に伴う維持管理経費の増加などにより、財政構造の一層の硬直化が懸念されている。

また、合併後10年を経過したことにより、合併特例措置による普通交付税の増額交付が、段階的に縮減されることとなっており、財源の確保は一層厳しいものになっていくものと思われる。

このような財政状況の中にあっても、市政に寄せる市民の期待、要望は年々強まっており、行政の責務は非常に重く、財政健全化に努めながらも市民のために効率的、効果的に質の高い行政サービスを提供するための取り組みを行う必要がある。

### 3. 施設整備の水準

公共施設の整備については、道路事業、学校施設並びにごみ、し尿処理施設などの市民生活にとって重要な施設の整備を推進してきた。しかしながら、近い将来、老朽化による大規模改修や更新の時期を迎え、多額の経費がかかってくることが予想される。

今後の施設整備については、厳しい財政状況にあることから、重要性、必要性、緊急性などから優先順位を設定し、また、完成後の運営費、維持管理費といったランニングコストの負担も十分に考慮したうえで事業を選択し、緊急性が低いもの、事業費に対して経済的効果が低いものについては、中止を含め見直す必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況(地方財政状況調)

(単位:千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
<b>歳入総額 A</b>	<b>34,508,728</b>	<b>32,331,216</b>	<b>31,315,677</b>	<b>33,161,723</b>
一般財源	21,020,129	18,457,626	19,602,503	19,254,505
国庫支出金	4,292,262	3,752,769	4,088,574	3,859,530
県支出金	2,596,669	3,192,175	2,086,121	2,535,508
地方債	3,225,300	3,810,400	3,494,200	5,146,600
うち過疎債	755,400	738,200	453,000	1,325,700
その他	3,374,368	3,118,246	2,044,279	2,365,580
<b>歳出総額 B</b>	<b>33,709,491</b>	<b>31,541,061</b>	<b>30,431,031</b>	<b>31,610,305</b>
義務的経費	13,590,567	14,607,306	15,308,641	14,818,967
投資的経費	8,961,463	7,090,708	4,292,854	6,400,064
うち、普通建設事業	8,497,339	6,731,454	4,190,342	6,315,261
その他	11,157,461	9,843,047	10,177,705	8,797,580
過疎対策事業費	1,130,333	1,587,880	651,831	1,593,694
<b>歳入歳出差引額 C (A-B)</b>	<b>799,237</b>	<b>790,155</b>	<b>884,646</b>	<b>1,551,418</b>
翌年度へ繰越すべき財源 D	296,319	65,617	246,111	715,800
実質収支 C-D	502,918	724,538	638,535	835,618
財政力指数	0.197	0.235	0.239	0.237
公債費負担比率	22.8%	23.9%	24.7%	24.0%
実質公債費比率	—	—	14.5%	11.1%
起債制限比率	11.9%	13.0%	—	—
経常収支比率	89.9%	89.9%	88.9%	90.8%
将来負担比率	—	—	60.1%	32.7%
地方債現在高	45,471,253	46,991,556	38,977,752	37,285,408

表 1 - 2 ( 2 ) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市道					
改良率 (%)			40.3	44.8	45.7
舗装率 (%)			74.9	77.3	77.7
農道					
延長 (m)			—	91,902	92,409
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)			134.4	—	—
林道					
延長 (m)			—	116,847	122,164
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)			4.6	—	—
水道普及率 (%)			98.4	97.4	98.4
水洗化率 (%)			44.2	38.6	42.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)			16.8	18.1	18.8

## 第4節 地域の自立促進の基本方針

本市は、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以降、4次にわたり時限立法として制定された法律に基づき、それぞれの時代における社会情勢等を踏まえ、住民生活に必要な生活・産業基盤の整備を図るとともに、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者の福祉やその他の福祉の増進、医療の確保、教育文化の振興、集落の整備などの過疎対策事業を実施してきた。

その結果、道路事業、学校施設並びにごみ、し尿処理施設などの市民生活にとって重要な施設の整備は一定の成果を挙げることができたが、人口の減少、若年者層人口の流出による高齢化の進行などにより、生活機能の維持や存続が危ぶまれる集落があるなど、依然として厳しい状況が続いている。

人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境を作り出すことによって、活力にあふれた地方の創生を目指すことが急務の課題となっており、自らの地域が抱える課題や地域を取り巻く社会状況を的確に把握するとともに、地域の潜在的な有形無形の財産を再認識し、多様な地域資源を有効に活用しながら、個性豊かで自立的な地域社会の構築を図る必要がある。

今後の本市の自立促進のための過疎対策については、「五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標のもと、市民が主体となった特色ある地域づくりを進めていくこととする。

### 基本目標1. 五島の恵みを活かし、雇用を生み出す“しま”をつくる

基幹産業である農林水産業従事者の高齢化による担い手不足を解消するとともに、安心して若い担い手が新たに参入できるよう支援を行い、域外から外貨を稼ぎ、地域経済をけん引する産業としての地位を築く。また、地場産業の品質向上、技術革新、流通効率化、ブランド構築、6次産業化を積極的に支援し、次世代産業の育成に努める。

本市の地域資源を活かした「教会群の世界遺産登録」「再生可能エネルギーの島づくり」「マグロ養殖基地化」「椿による五島列島活性化」の4大プロジェクトを推進するとともに、地場産業との連携や関連企業・研究機関などの誘致及び新たな起業創出など、地域経済の活性化に取り組み、良質な雇用を創出する。

また、女性が安心して活躍できる就業の場を作るため、子育て世代の短時間就業や待遇の改善など、その環境をつくるとともに、定年後まだまだ元気なシニア世代の経験と知恵を活かした就労の場、生産活動の場を創出し、地域活性化につなげる。

### 基本目標2. 五島の魅力を発信し、世界に誇れる“しま”をつくる

五島市の情報を戦略的に発信するため、ターゲットと発信する情報を整理し、効果的なプロモーションを推進することで地域ブランドの確立を図る。

教会群の世界遺産登録など、地域資源を活用した魅力づくりに取り組むとともに、すべての市民のおもてなしの心の醸成と、来島者のニーズに応えられる環境整備を進め、国内外の観光客の増大とリピーターの増加を図る。また、五島市が自然環境や社会環境からスポーツ

合宿に適した地であることを発信し、誘致を進め、子どもたちには選手との交流により一流の技術を学ぶ場を提供する。

定住人口の増加に向け、U I ターンを促進するため、就業や住まいなど、U I ターン者の定住に関する不安解消にむけ、環境整備の取り組みを強化する。

### **基本目標 3. 安全・安心で、住みやすさ日本一の“しま”をつくる**

人口減少が進む中、安全・安心な暮らしが実現できるよう、地域住民がともに支えあい、助け合いながら地域の活性化に取り組むことが重要であり、各地区のまちづくり協議会などが円滑に活動できるよう、地域コミュニティ活動や地域活性化プロジェクトなどを支援する。

日本一健康な“しま”、日本一住みやすい“しま”を目指し、地域包括ケアシステムの構築、地域ミニディの拡充などに取り組み、医療・介護、地域の連携によって、できる限り住みなれた地域で自分らしく健康で生活することができる環境や、高齢者が地域社会の中に生きがいと活躍の場を見いだせる環境を整備する。

また、人口減少を見据えた地域のコンパクト化に取り組み、長期的には、居住、病院、交通などの各種機能の充実・集約を推進し、まちの暮らしやすさを維持するとともに、効率的な行政サービスを進め、いつまでも住み続けたいと思う“しま”を目指す。

### **基本目標 4. 五島の宝・子どもが育ち、輝く“しま”をつくる**

子育てする家庭が仕事との両立を図り、次世代の宝である子どもたちが健やかに成長できるよう、子育てにかかる経済的負担の軽減など、結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支援し、若い世代が希望を持てる地域の実現を目指す。

また、郷土を育て発展させるような郷土を愛する心を持つ「五島の宝・子ども」を、みんなの力を結集し育てるとともに、小学生からの英語習得事業「プロジェクト G」を進めるほか、I C T教育の強化や県立高等学校の魅力化を図り、グローバル人材の育成に取り組む。

## **第5節 計画期間**

この計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

## **第6節 公共施設等総合管理計画との整合**

本計画において、五島市公共施設等総合管理計画との整合を図り、次の基本方針に沿って過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

### **基本方針**

本市の人口は、昭和30年をピークに減少に転じ、平成27年国勢調査では人口37,327人になっており、平成2年からの25年間で約17,000人減少している。本市が策定した「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」（以下「人口ビジョン」という）では、2060年に人口20,000人を維持することを目標としている。20,000人を維持したと仮定しても、

平成 27 年度から、約 47%の減少となる。さらに財政状況も、歳入の増加が見込めない中で、扶助費は依然として増加傾向にある。

現在、本市が保有する主な公共施設 704 施設、1,333 棟、総延床面積約 34.0 万㎡のうち、1981 年以前に建設された（いわゆる旧耐震の）施設が 41.9%を占める。これらの施設は大規模な改修や建替えの時期を迎えることになるが、更新費用として、今後 40 年間で 1,472.1 億円（年平均約 36.8 億円）が必要と算定されている。またインフラ施設において、道路、橋梁の整備だけでも、今後 40 年間で 627.7 億円（年平均約 15.7 億円）が必要と算定されている。両方を併せると、今後 40 年間で 2,099.8 億円（年平均約 52.5 億円）必要と算定されている。過去 10 年間に於いて、これら施設整備に充てることができる投資的費用である普通建設事業費は約 43.3 億円であり、現状の予算規模でも年間約 9.2 億円（今後 40 年間では約 368 億円）も不足している状況にある。財政の歳入は減少していくことは必至で、新設はもちろん本市が保有している全ての公共施設を更新・建替えすることは難しく、施設の量や質をそのまま維持することは困難であるといえる。市はこれらの現状を踏まえ、公共施設等の維持管理のあり方として以下の方針を掲げる。

#### 【五島市公共施設等マネジメントの基本方針】

##### 方針 1 公共施設(建築物)の適正配置と安全性の確保と有効利用

###### 【施設の適正配置】

###### 【既存公共施設(建築物)の安全性確保と有効利用】

##### 方針 2 公共施設等の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

###### 【予防保全型の維持補修への転換】

##### 方針 3 公共施設等の効率的な管理運営を目指す

###### 【維持管理コストの最適化】

## 方針1 公共施設(建築物)の適正配置と安全性の確保と有効利用

---

### 【施設の適正配置】

人口減少が見込まれる中で、将来の世代に大きな負担を残さない形で全体の施設の適正配置を図り、次世代に継承可能な施設保有量を目指すものとし、今後40年間で、公共施設(建築物)の総延床面積を40%削減する。

新規整備に関しては、住民の新たなニーズや行政サービス体制の変化を考慮した上で、ニーズや市場性を考慮した規模・機能を持った施設とする。既に整備が計画されている又は決定している施設に関しては、それぞれの建設計画に基づき建設を進め、完成後については、効率的な管理手法を検討し、維持管理費の最適化に努める。

### 【既存公共施設(建築物)の安全性確保と有効利用】

利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを把握した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方等、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点に基づいて施設の統廃合や複合化の可能性を検討する。その結果、未利用となった施設については、民間への払下・貸付や解体撤去を積極的に行う。また、老朽化の状況や利用実態、今後の需要見通しを踏まえ、今後とも市として保持していく必要があると認められた施設については、災害に対する安全性の確保、計画的な修繕・改修による品質の保持と長寿命化を目指し、施設の有効活用を図る。

## 方針2 公共施設等の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

---

### 【予防保全型の維持補修への転換】

ニーズの高い施設については、予防保全等の実施により長寿命化を図り、長く利用できるようにする。インフラ施設は、事後保全型管理から予防保全型管理へ転換する。維持補修の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位づけを行い検討する。

## 方針3 公共施設等の効率的な管理運営を目指す

---

### 【維持管理コストの最適化】

公共施設等を最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有、運営、維持するために、効率的な維持管理に努め、従来の管理手法に頼ることなく、新たな管理手法を検討していく。

## 第2章 産業の振興

### 1. 農林水産業の振興

農業については、後継者の育成、ブランド化等による高付加価値化、地産地消、環境保全型農業を推進するとともに、中山間地における良質な農地の維持、保全、集積等の基盤整備に取り組んでいく。また、畜産業の一層の振興を図り畜産農家の安定した経営を目指す。

鳥獣被害については、鳥獣による農林業等に関する被害防止のための施策を推進していく。

林業については、生産基盤として重要なだけでなく、流域や海洋の自然環境保全、山地災害防止、人の心を癒す等の多面的な公益機能を有しており、木材の有効な活用方法を確立し、地産地消の観点から林業と木材産業が一体となって生産、流通体制の整備を進めていく。

水産業については、漁村の活性化や高付加価値化による販路拡大を図るとともに、効率的かつ広域的な磯焼け対策や生産性の高い豊かな海づくりを実現していく。また、漁港合併による漁港機能強化を進めるとともに、生産設備の整備・強化を図り、水産業の振興と漁家経営の安定及び安心して生活できる漁村づくりを目指す。

### 2. 商工業の振興

新たな商品開発を推進するとともに、地域の特性に合った商工業を展開し、販売額等の増加を目指す。そのために、市産品のブランド化や各種プロモーションの強化により大都市圏などへの流通拡大を図るとともに、商店街の活性化や商工会等の育成強化も進めていく。

また、地域の特性を活かした新産業の拡大、就業者数の増加を目指し、起業・創業支援の強化や企業立地優遇制度を活用した企業誘致に取り組む。

### 3. 観光又はレクリエーションの振興

地域の特性を活かした魅力づくりに取り組むとともに、おもてなしのこころの醸成と観光客のニーズに応えられる環境整備を進め、国内外観光客の増加を図る。また、スポーツ等様々なイベントの開催や、民泊をはじめとする体験型観光及びスポーツ合宿の誘致等を積極的に行うことで、交流人口の拡大を図るとともに、本市の知名度向上にもつなげていく。

## 第1節 現況と問題点

### 1. 農林水産業の振興

#### (1) 農業

農家戸数は、昭和50年に5,827戸あったが、平成22年には1,234戸（専業農家631戸、第1種兼業農家136戸、第2種兼業農家467戸）と、35年間で4,593戸が減少し、農業の経営形態については、水稻、肉用牛を中心に葉たばこ、施設園芸等を組み合わせた複合による個別経営が中心となっている。

農業就業人口は、昭和50年の9,916人から平成22年には1,858人と8,058人が減少する中、就業者の年齢層も60歳以上の割合が27.4%から66.5%と増加しており、農業就業者の高齢化や後継者不足により、農地、農業用施設の維持管理が困難になってきている。

また、農地が狭小・不整形で分散しているため、効率的な農業経営の確立に大きな支障を

きたしている状況である。

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にあり、拡散防止や駆除等の対策を実施することで農作物被害を最小限に止めている状況であるが、監視体制の整備や防護柵の設置・メンテナンス、捕獲員の育成など継続した取組が必要である。

### 【農業の状況】

農家数の推移

(単位：戸)

昭和 50 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
5,827	4,209	2,910	2,441	1,757	1,416	1,234

(注)平成12年以降は販売農家数

資料「農林業センサス」

年齢別農業就業人口

(単位：人、%)

		昭和 50 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
実 数 ( 人)	15～39 歳	2,779	1,254	814	481	326	206	159
	40～59 歳	4,422	3,229	2,031	1,270	699	544	464
	60 歳以上	2,715	2,383	2,006	2,010	1,697	1,383	1,235
	合 計	<b>9,916</b>	<b>6,866</b>	<b>4,851</b>	<b>3,761</b>	<b>2,722</b>	<b>2,133</b>	<b>1,858</b>
構 成 比 ( %)	15～39 歳	28.0	18.3	16.8	12.8	12.0	9.7	8.5
	40～59 歳	44.6	47.0	41.9	33.8	25.7	25.5	25.0
	60 歳以上	27.4	34.7	41.3	53.4	62.3	64.8	66.5
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料「農林業センサス」

### (2) 林業

森林所有者の高齢化・不在村化の進行や、林業の採算性の悪化により、森林所有者の森林施業意欲が減退してきており、適時適切な森林施業が十分に行われず森林の増加による、森林の多面的機能発揮の低下が懸念されている。

### 【林業の状況】

1ha以上の林家戸数

(単位：戸)

平成 2 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
670	648	673	625

資料「農林業センサス」

### (3) 水産業

漁業経営体数は、昭和 58 年には 1,743 経営体あったが、漁船漁業経営体の減少等により平成 25 年には 674 経営体まで減少している。また、就業人口は昭和 58 年の 3,714 人から平成 25 年には 2,564 人減の 1,150 人となっており、全年齢層で減少し 60 歳以上の構成比が増加している。

近年は、磯焼けの進行等による水産資源の減少、魚価の低迷、漁業用燃油価格の高騰などにより厳しい経営状況が続いており、特に燃油価格の高騰による影響は、多くの漁業者の経営を圧迫し深刻な問題となっている。

このような中で、漁業経営セーフティネット構築事業への加入、船底清掃、省エネ機関換装など、漁業者自らも省エネ活動に取り組んでいる。

また、五島市の地理的な好条件を生かしたマグロ養殖基地化の推進により、大手マグロ養殖業者や、地元養殖事業者の参入等により、新たな水産業への転換が図られてきている。

### 【漁業の状況】

経営体数の推移

(単位：経営体)

昭和 58 年	平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
1,743	1,445	1,278	1,024	860	674

資料「漁業センサス」

年代別就業人口

(単位：人)

		昭和 58 年	平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
実 数 ( 人)	15～39 歳	1,065	571	358	228	197	164
	40～59 歳	1,933	1,217	976	790	667	486
	60 歳以上	716	963	1,005	766	637	500
	計	<b>3,714</b>	<b>2,751</b>	<b>2,339</b>	<b>1,784</b>	<b>1,501</b>	<b>1,150</b>
構 成 比 ( %)	15～39 歳	28.7	20.8	15.3	12.8	13.1	14.3
	40～59 歳	52.0	44.2	41.7	44.3	44.4	42.3
	60 歳以上	19.3	35.0	43.0	42.9	42.5	43.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料「漁業センサス」

## 2. 商工業の振興

### (1) 地場産業の振興

豊かな自然の恵みを有する本市には、優れた農水産物や特産品等が数多くあり、都市部での物産展等を開催しているが、未だ知名度が低く販路拡大が課題となっている。多様化するニーズを的確に把握し、戦略的なPRや新商品の開発に取り組み、販路拡大を図る必要がある。

### (2) 企業誘致対策

情報格差解消のための基盤整備を行い、コールセンター等3社を誘致したが、離島という地理的条件もあり、企業誘致が進まない状況である。また、誘致した企業においても、企業が求める人材が不足する等の課題がある。

### (3) 起業の促進

基幹産業が農林水産業である本市は、新しく事業を始める要素や要因が少ない状況にあったが、近年は、起業支援制度を活用し、様々な業種で起業している。今後も、起業に際し障壁となっている初期投資費用を助成するなど、起業を支援し、雇用機会の拡充を図る必要がある。

### (4) 商業の振興

商工業者の高齢化と後継者不足が進行しており、空き店舗が増えている。また、人口減少による購買力の低下に加え、インターネットによる通信販売などの拡大により、地元商業者を取り巻く状況は厳しさを増している。そのような状況の中、実用化を目指す再生可能エネルギー分野については、開発普及が進められ、関連産業についても成長が期待されており、地元企業の関連産業への参入可能性調査を行うとともに、参入を目指す地元企業を支援していく必要がある。

#### 【商業の状況】

商店数等の推移（卸売、小売業）

（単位：所、人、百万円）

	平成9年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年
事業所数	1,108	1,049	973	895	624	609
従業者数	4,112	4,039	3,767	3,470	2,354	2,339
年間販売額	75,049	74,045	76,977	65,063	49,019	51,484

資料「商業統計調査、経済センサス活動調査、経済センサス基礎調査」

製造業の推移

（単位：所、人、百万円）

	平成15年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
事業所数	66	48	47	53	48	43
従業者数	847	614	616	632	634	590
製造品等出荷額等	7,862	6,149	5,848	7,094	6,633	6,170

資料「工業統計調査、経済センサス活動調査」

### 3. 観光又はレクリエーションの振興

本市の観光客数は、平成15年が235,715人であったが、平成26年には203,765人と減少傾向にある。その主な原因は、離島という地理的条件と割高な旅行運賃が考えられる。

また、市内には様々な観光資源が存在しているが、認識されていないものや十分に活用されていないものが多く見受けられる。このような資源を評価、再認識することで商品価値のある観光資源に仕上げ積極的な情報発信を行うことにより、本市観光の魅力アップに結びつけていく必要がある。

世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」への注目の高まりなどにより、観光客数の増加が期待されるものの、宿泊施設や観光ガイド等受入体制が不十分なため、さらに整備を図っていく必要がある。

【観光客数の推移】

(単位：人)

平成 15 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
235,715	208,583	201,700	208,169	195,424	198,444	203,765

資料「観光交流課調」

## 第2節 その対策

### 1. 農林水産業の振興

#### (1) 農業

- ①担い手の育成及び農地集積を推進する。
- ②農地の区画整理や用排水施設等、生産基盤の充実を図る。
- ③有害鳥獣対策や耕作放棄地の解消・発生防止、中山間地農業・農地等の保全活動への支援など、農業生産の環境整備を推進する。
- ④水田の有効活用、園芸作物の生産拡大、繁殖雌牛の増頭など、農畜産物の生産振興に取り組む。
- ⑤高菜加工、ワイン醸造、緑茶加工など、加工品の開発・拡大による農業の6次産業化を推進する。
- ⑥五島牛・五島豚をはじめ、ブロッコリー・スナップエンドウなどのブランド化や認知度向上を進めるとともに、施設園芸の燃料費や、島外出荷・生産資材の移入にかかる輸送費を支援する。

#### (2) 林業

- ①切捨て間伐から搬出間伐への転換を図る。
- ②施業の集約化によるコスト低減、人材の育成、生産体制の整備を進める。
- ③公共建築物への地元産木材の活用を広げるとともに、製材品への加工を進め島外出荷を軌道に乗せる。
- ④耕作放棄地や公共用地等への樅の植栽や適正管理による樅実の増収を図り、樅油の増産と関連商品の開発に繋げる。
- ⑤森林被害を防ぐため有害鳥獣の駆除を行う。

#### (3) 水産業

- ①水産物のブランド化、鮮度保持の向上により販路の拡大を図る。
- ②漁家子弟を中心とした新規就業者受入と支援を行う。
- ③雇用型漁業の就業者確保に取り組む。
- ④販売及び輸送費を支援する。
- ⑤燃油購入にかかる経費を助成する。
- ⑥漁業の再生に取り組む集落を支援する。
- ⑦魚礁・増殖場及び浮魚礁の整備による漁場造成を行う。
- ⑧漁港施設の機能強化、施設整備を行う。

- ⑨漁法の複合化による漁業経営の安定を図る。
- ⑩安全で快適な漁村の形成を支援する。

## 2. 商工業の振興

### (1) 地場産業の振興

- ①特産品の開発、販売体制を整備する。
- ②市産品のブランド化を推進する。
- ③戦略産品等の輸送費を支援する。
- ④地場産業を支える人材を育成する。

### (2) 企業誘致対策

- ①企業誘致活動、立地優遇制度を充実させる。
- ②企業の求める人材を育成する。

### (3) 起業の促進

- ①地域資源を活用した起業者を支援し、良質な雇用を創出する。

### (4) 商業の振興

- ①中心市街地の活性化を図る。
- ②各種融資制度、助成制度の充実を図る。
- ③商工会議所、商工会の育成強化を図る。
- ④中小企業の振興を図る。
- ⑤再生可能エネルギー分野関連産業への参入を促進する。

## 3. 観光又はレクリエーションの振興

- ①閑散期の集客対策に努める。
- ②歴史、文化及びスポーツを核としたイベント事業を推進する。
- ③「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」や「日本遺産」、「椿」等のあらゆる地域資源を活用した周遊ルートを整備する。
- ④宿泊施設などの魅力を高め、おもてなしのできる人材の育成に努める。
- ⑤地域資源を活かした体験型観光を推進する。
- ⑥体験型観光の受入環境を整備する
- ⑦低炭素社会の実現への取り組みを観光の振興につなげるため、クリーンエネルギー車の普及促進を図る。
- ⑧外国人観光客の受入体制を整備する。
- ⑨韓国人観光客の誘致を推進する。
- ⑩着地型観光を推進するための体制を整備する。
- ⑪誘客イベント等の宣伝活動を強化し、イベントの内容を充実させ交流人口の拡大に努める。

- ⑫効果的な観光プロモーションを展開し、知名度の向上を図る。
- ⑬長崎県スポーツコミッションと連携をとり、スポーツ合宿や、大会の誘致促進を行い、交流人口の拡大を図る。
- ⑭トップアスリートを招聘できるスポーツ施設の整備を図る。

### 第3節 計画

#### 1. 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	死亡獣畜一時保管施設整備事業 管理施設1棟、保管庫1棟、フォーク リフト1台、外構舗装等	農協	
		団体営基盤整備促進事業（大川原地区） 橋りょう L=10.3m	市	
		県営経営体育成基盤整備事業（面的集積） （牟田地区） 区画整理 A=68.8ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（面的集積） （大宝地区） 区画整理 A=30ha	県	負担金
		県営保全合理化事業（岐宿地区） ダム水管理システム 1式	県	負担金
		県営農村災害対策整備事業（籠淵地区） 用水路工 L=4,145m	県	負担金
		県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型） （鏡瀬地区） 区画整理 A=34.3ha	県	負担金
		県営基幹水利保全事業（内閣ダム） ダム 1ヶ所	県	負担金
		県営基幹水利保全事業（浦ノ川ダム） ダム 1ヶ所	県	負担金
		県営基幹水利保全事業（川原ダム） ダム 1ヶ所	県	負担金
		県営基幹水利保全事業（繁敷ダム） ダム 1ヶ所	県	負担金
		県営防災減災事業（富江地区） ため池 4ヶ所	県	負担金
		県営農地整備事業（久賀地区） 区画整理 A=32ha	県	負担金
		県営農地整備事業（寺脇地区） 区画整理 A=60ha	県	負担金

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	農業	富江第1地区農地整備事業 (畑地帯担い手育成型) 区画整理A=80ha 畑かん施設A=80ha	県	負担金
	(2) 漁港施設	荒川漁港水産生産基盤整備事業 (県営事業負担金) 用地・輸送施設 1式	県	負担金
		奥浦漁港水産流通基盤整備事業 (県営事業負担金) 用地・輸送施設 1式	県	負担金
		三井楽漁港水産生産基盤整備事業 (県営事業負担金) 用地・輸送施設 1式	県	負担金
		県営漁港県単改修事業 照明灯 5基 ゴム梯子 5基	県	
		八ノ川漁港機能保全事業 東防波堤 1式	市	
		水ノ浦漁港機能保全事業 浮棧橋 1式	市	
		田ノ浦漁港機能保全事業 浮棧橋(実施設計) 1式	市	
		倭寇(坪)漁港農山漁村再生交付金事業 (五島東) 南防波堤(改良)30m A岸壁(改良)80m	市	
		黒瀬漁港機能保全事業 D物揚場1式 L護岸 13m A浮棧橋1式 1号臨港道路 170m	市	
		伊福貴漁港機能保全事業 臨港道路 1式 A突堤 1式 A突堤取付護岸 1式	市	
		嵯峨島漁港機能保全事業 南防波堤1式 取付護岸12m C護岸 13m 浮棧橋 1式 -3m岸壁取付護岸 1式	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(2) 漁港施設	蕨漁港機能保全事業 D 護岸 34.7m D 岸壁取付護岸 10m A 物揚場 101.5m	市	
		山下漁港機能保全事業 臨港道路 1 式	市	
		大串漁港機能保全事業 A 岸壁 15.9m	市	
		丹奈漁港機能保全事業 清水浜防波堤 3.5m 浮棧橋 1 式	市	
		本窯漁港機能保全事業 臨港道路 1 式 D 物揚場 40m	市	
		貝津漁港機能保全事業 A 防波堤 10m A 物揚場 3m B 物揚場 10m 護岸 5m	市	
		波砂間漁港機能保全事業 -3m岸壁 7.5m	市	
		塩津漁港機能保全事業 東防波堤 1 式 B 物揚場 36.1m 臨港道路(護岸) 123.5m	市	
		長手漁港機能保全事業 北防波堤 1 式 臨港道路 37.6m	市	
		増田漁港機能保全事業 B 物揚場 40.3m K 護岸 59.2m 臨港道路 87.9m	市	
		黄島漁港機能保全事業 浮棧橋 1 式	市	
		赤島漁港機能保全事業 西防波堤 9m A 取付護岸 18m	市	
		黒島漁港機能保全事業 東防波堤 14.6m	市	
		強い水産業づくり交付金事業 車止め	市	
大串漁港機能強化事業 沖防波堤 (新設)	市			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(2) 漁港施設	増田漁港海岸保全施設整備事業 護岸改良 40.0m	市	
		栴島地区（伊福貴・本窯）漁港施設（用地） 整備事業 用地舗装 1,389 m <sup>2</sup>	市	
		奈留漁港農山漁村振興交付金事業 県営事業負担金	県	
		奈留漁港漁港機能増進事業 県営事業負担金	県	
	(3) 経営近代化 施設			
	農業	強い農業づくり交付金事業 農業用施設の導入	団体	
		新構造改善加速化支援事業 農業用機械、施設の導入	団体	
		未来を創る園芸産地支援事業 園芸資材の導入等	団体	
		畜産クラスター構築事業 牛舎、堆肥舎、繁殖雌牛	団体	
		農産加工施設整備事業 施設整備、芋蒸し乾燥連動機、餅つき機等	団体	
	水産業	小浦地区漁船保全施設整備事業 台車・レール2線分、安全装置	市	
		黒瀬地区漁船保全施設整備事業 台車・レール1線分、安全装置	市	
		山下地区漁船保全施設整備事業 台車・レール1線分、安全装置	市	
		倭寇（坪）地区漁船保全施設整備事業 安全装置	市	
		崎山地区漁船保全施設整備事業 台車・レール2線分、安全装置	漁協	
		大浜地区漁船保全施設整備事業 安全装置	漁協	
		福江地区自動給油施設整備事業	漁協	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	水産業	久賀地区自動給油施設整備事業	漁協	
		製氷施設用フォークリフト購入事業 (奈留地区)	漁協	
		魚体選別機購入事業 (奈留地区)	漁協	
		山下地区製氷施設 (富江地区)	漁協	
		荒川地区製氷施設 (玉之浦地区) シャーベット製氷機	漁協	
	(4) 地場産業の 振興			
	技能習得 施設	日本語学校施設整備事業 施設改修、設計監理	市	
	(8) 観光又は レクリエー ション	漁師食堂整備事業 施設改修、備品購入等	漁協	
		合宿団体移動支援事業 マイクロバス、ライトバン、トラック	市	
		トップアスリート合宿環境整備事業 エアロバイク、トレッドミル、マルチジム	市	
		五島椿園整備事業 園路、遊歩道の舗装等	市	
		道路環境整備事業 主要幹線道路沿に樹木・花等の植栽を実施	市	
	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	農林水産業後継者育成事業 <b>【目的】</b> 減少する一次産業の就労人口を確保するため、農林水産業に従事しようとする者を支援し、労働力の定着化及び地域産業の振興を図る。 <b>【内容】</b> ・担い手育成確保特別対策事業 減少する一次産業の就労人口を確保するため、農業に従事しようとする者を支援し労働力の定着化及び地域産業の振興を図る。	法人	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業後継者育成事業</li> </ul> 新規漁業希望者を対象に、1年間の生活費等の助成、経営開始時の漁船の導入支援及び体験講習会等を開催する。	市・漁協	
		戦略産品海上輸送費支援事業 <b>【目的】</b> 戦略産品の確立に必要な経費について支援を行い、産業の活性化を図る。 <b>【内容】</b> 農産物や水産物など、戦略産品及び生産資材等の輸送費について助成する。	市	
		燃油高騰対策支援事業 <b>【目的】</b> 農業者や漁業者へ支援を行うことにより、農業、漁業の安定と自立した経営の確立を図る。 <b>【内容】</b> 農業経営、漁業経営における燃油購入に要する経費を助成する。	市	
		五島牛振興事業 <b>【目的】</b> 畜産農家は、繁殖雌牛（育成牛、成牛）の購入後、育成、分娩、子牛出荷までは収入が無く経営の負担となる。そこで、肉用牛資源の維持拡大と導入を円滑に進めるため、購入額、利子の一部を補助（免除）し畜産経営の安定を図る。 <b>【内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜農協有等導入型事業</li> </ul> 農協が購入した繁殖雌牛の購入経費の一部を市が補助して、希望する畜産農家に一定期間（育成牛7年、成牛5年）貸し出す。農協は、畜産農家から期間内に補助を除いた額を償還してもらい終了後に雌牛を譲渡する。	農協	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜特別導入型事業 市は、市費と県の補助金（上限 301 千円/1 頭）を財源に繁殖雌牛を購入し、希望する畜産農家へ一定期間（育成牛 5 年、成牛 3 年）無償で貸し出す。畜産農家は、期間終了後に県補助分と購入時セリ価格 50 万円を上回った金額とその消費税を納付して雌牛の譲渡を受ける。その購入に係る市費分に過疎債を充当する。</li> <li>・肉用牛繁殖雌牛預託事業 農協が購入した繁殖雌牛を希望する畜産農家に一定期間（育成牛 7 年、成牛 5 年）貸し出す。農協は、畜産農家から期間内に償還をしてもらい雌牛を譲渡する。その終了までの利子の 1/3 を市が農協へ補助する。</li> <li>・優良繁殖雌牛導入事業 繁殖雌牛群の質・量の向上のため、市場性の高い繁殖雌牛の導入に係る経費の一部を助成する。家畜農協有等導入型事業と併用が可能。</li> </ul>	市  農協  農協	
		<p>有害鳥獣被害防止対策事業</p> <p>【目的】 福江島の東部から南東部にかけて生息するタイワンリス（特定外来生物）、奈留島、久賀島、福江島に生息するイノシシ、シカ及び市内全域に生息するカラスを捕獲し、生息域の拡大と農林産物の被害を防ぐ。</p> <p>【内容】 罠による有害鳥獣の捕獲や、生息域の拡大を防ぐ拡散防護柵の設置を行う。</p>	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>離島漁業再生支援交付金事業</p> <p>【目的】 水産資源の減少と漁業就業者の減少・高齢化が進行する厳しい状況の下で、離島漁業の再生のため、地域資源である漁場の生産力の向上と新規漁業就業者の育成・確保を図る。</p> <p>【内容】 漁業集落の創意工夫を活かした取り組みや漁業後継者対策の取り組みを支援する。</p>	団体	
		<p>漁港施設（水域）機能保全事業(診断業務)</p> <p>【目的】 漁港施設の延命化及び機能保全を図るための調査等を行う。</p> <p>【内容】 機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画を作成する。</p>	市	
		<p>起業支援事業</p> <p>【目的】 地域資源の活用又は新しく人を雇用して行う事業を起業する個人、団体を支援し商工業の活性化を図り雇用を創出する。</p> <p>【内容】 起業にかかる機械導入費等の経費について助成する。</p>	個人・ 団体	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>電気自動車導入促進事業</p> <p>【目的】 国の交付金及び県の補助金により五島市内に 配備された電気自動車及び急速充電器等の設 備を活用しながら、電気自動車の導入促進を 図り観光の振興及び低炭素社会を実現する。</p> <p>【内容】 五島市EV・ITS実配備促進協議会が行う、電 気自動車の利活用に寄与する事業や、配置さ れた急速充電器等のインフラ設備の維持管理 にかかる経費を助成する。</p>	団体	
		<p>物産振興協会設立事業</p> <p>【目的】 都市部の顧客をターゲットに五島市産品の知 名度アップ及びブランド化を推進し、事業者 の所得向上を図る。</p> <p>【内容】 五島の産品を製造・加工・販売する企業や個 人を構成員とする五島市物産振興協会が実施 する物産展やホテルフェア等により都市部の 顧客を確保するとともに、ギフト販売やネッ ト販売等により五島市産品の購入環境を整備 する。</p>	団体	
		<p>五島産品販売促進事業</p> <p>【目的】 五島の産品のブランド化を推進するととも に、市内業者が島外へ販路を拡大し、売上げ 増加につながるための事業を行う。</p> <p>【内容】 ホテルや飲食店で五島の食材を使った新メニ ュー開発等のフェア開催や催事等の営業活動 を行う。また、商談会の機会を増やすため、 商談会への参加旅費を助成する。</p>	市・団体	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	体験型観光受入体制整備事業 <b>【目的】</b> 本市の豊かな地域資源を活かした体験型観光を推進するため、受け皿組織の強化とネットワーク化を支援する。 また、民泊事業の多角化により誘客拡大を図るため、島暮らしを求める個人・小グループ旅行等への対策を強化する。 <b>【内容】</b> 市内各地区の受け皿組織の強化のため、各種講習会の開催、体験プログラムの整備、先進地視察、受入民家の住宅改修支援及び遊漁船業登録船を増やすための支援等を行う。	市・個人	
		五島椿まつり支援事業 <b>【目的】</b> 地域資源である椿をテーマにしたイベント事業を実施し、閑散期における交流人口の拡大を図る。 <b>【内容】</b> 五島椿まつりの宣伝事業費や、まつり開催にかかる運営費・事務費及び諸経費を負担する。	団体	
		韓国人観光客誘致事業 <b>【目的】</b> 巡礼ツアーが盛んな韓国からの誘客により、交流人口の拡大を図るとともに、観光関連事業所の活性化を目指す。 <b>【内容】</b> 国際交流員を雇用し、韓国との連絡調整、宣伝・セールス活動を実施し、韓国人観光客の誘致を行う。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	外国人観光客受入体制整備事業 <b>【目的】</b> 外国人観光客の誘客を行う旅行会社に対し助成を行い、交流人口の拡大を図る。 <b>【内容】</b> 海外からの旅行団体を対象に本市への送客を行った旅行会社に対し、五島市での宿泊実数に応じた助成を行う。	法人	
		観光イベント協力隊事業 <b>【目的】</b> 観光誘致イベント等の運営、準備、宣伝活動などを強化し、また、イベントの内容を充実させ交流人口の拡大を図ることで地域経済の活性化に繋げる。 <b>【内容】</b> 臨時職員の雇用やイベントの準備・運営、情報の発信、島外での宣伝活動を強化し、また、イベントの内容を充実させる。	市	
		しま共通地域通貨事業 <b>【目的】</b> 観光客の誘客促進を図り、本市での消費促進を図る。 <b>【内容】</b> 長崎県内の関係離島で共通に使用できる「しま共通地域通貨」の発行に係る経費を負担する。	団体	
		戦略的観光プロモーション事業 <b>【目的】</b> 本市の自然・歴史文化・食・体験など多彩な魅力情報を戦略的かつ効果的に発信することにより、本市への持続的な誘客促進を図る。 <b>【内容】</b> 魅力的な広報ツールの製作を行うとともに、雑誌やインターネットなど複数の媒体を組み合わせたメディアミックスによる効果的な観光プロモーションを展開する。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	観光産業後継者対策総合支援事業 【目的】 観光産業の後継者対策及び小規模宿泊施設の利用促進を図ることにより、将来を見据えた観光産業の発展を目指す 【内容】 支援会議を設置し、後継候補者等に対する新たな研修制度を創設するとともに、旅館・民宿等の利用促進及び施設改修の支援を行う。	団体	
		観光案内機能高度化事業 【目的】 本市の玄関口である福江港、福江空港及び奈留港に設置する観光案内所の機能を高め、おもてなしの向上など受入体制の強化を図ることにより、観光客の満足度向上を目指す。 【内容】 各案内所に専任スタッフを配置し、観光案内及び観光情報の提供、メディア等の視察及び取材対応を行う。	団体	
		五島感動しま旅！総合プロモーション事業 【目的】 体験型観光プログラム「五島感動しま旅！」のクオリティ向上を図るとともに、教育旅行や一般旅行等ターゲットに応じた効果的な誘致活動の展開により、交流人口の拡大を促進する。また、五島市観光協会のコーディネート力を高め、持続可能な受入システムを構築する。 【内容】 コーディネート組織の機能強化や、誘客プロモーションの強化及び教育旅行誘致拡大支援制度の充実を図る。	市・団体	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>スポーツイベント開催推進事業</p> <p><b>【目的】</b> 市外からの参加が多く知名度のあるスポーツイベントを支援し、交流人口の増加と地域の活性化に繋げる。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五島列島夕やけマラソン大会支援事業 大会開催に係る運営費、事務費及び諸経費を負担する。</li> <li>・五島長崎国際トライアスロン大会支援事業 大会開催に係る運営費、事務費及び諸経費を負担する。</li> <li>・ねりんピック開催事業 大会開催に係る運営費、事務費及び諸経費を負担する。</li> <li>・五島つばきマラソン大会開催事業 大会開催に係る運営費、事務費及び諸経費を負担する。</li> </ul>	団体	
		<p>スポーツ交流人口拡大推進事業</p> <p><b>【目的】</b> スポーツ合宿の誘致による交流人口の拡大とまちの賑わいづくりを図る。</p> <p><b>【内容】</b> 総合案内所や営業活動を行う体制の整備を行い、スポーツ合宿の誘致や営業宣伝活動を実施するとともに合宿実施団体への支援も行う。また、スポーツ合宿やスポーツ大会参加者等の協力を得て、地元中高校生へのスポーツの指導や交流試合あるいはホームステイの実施など、島外者と市民との交流を深める事業を展開する。</p>	団体	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>国際ツバキ会議・全国椿サミット開催事業</p> <p><b>【目的】</b> 2020 国際ツバキ会議・全国椿サミットの開催と関連施設整備に取り組み、多くの参加来島者へ「日本一の椿の島 五島」をアピールし、知名度アップと地域の活性化を図る。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際ツバキ会議フランス大会でのプレゼン</li> <li>・全国椿サミット上五島大会でのPR</li> <li>・視察場所の施設整備</li> <li>・宿泊、交通手段、通訳等の手配</li> <li>・協賛企業の募集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信（パンフ、のぼり、横断幕の作成等）</li> </ul> </li> </ul>	市	
		<p>中小企業振興資金利子および保証料補給</p> <p><b>【目的】</b> 市内の中小企業者の振興を図るため、金融機関の協力を得て、個人及び中小企業者へ低利の融資を円滑に行うことにより、経営合理化及び雇用の創出に繋げる。</p> <p><b>【内容】</b> 中小企業振興資金の融資を受けた中小企業者に対し、金融機関を通じて利子および保証料の補給を行う。平成 29 年 9 月に制度改正を行い、運転資金については利子および保証料を一部補給、設備資金については平全額市が負担する。</p>	市	
		<p>創業資金融資制度</p> <p><b>【目的】</b> 市内における創業者を支援し、創業による雇用の創出及び定住人口の拡大を図る。</p> <p><b>【内容】</b> 低利融資に加え、利子及び保証料を融資後 3 年間全額補助し、初期投資における負担軽減を図る。</p>	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	きしくまち魚津ヶ崎ふれあい交流事業 <b>【目的】</b> 魚津ヶ崎公園において自然の地形を利用した イベントを開催 <b>【内容】</b> ・グラウンド・ゴルフ大会の開催	団体	
		椿のしま！ごとう元気プロジェクト事業 <b>【目的】</b> 椿をテーマにしたイベント事業実施により、 閑散期における交流人口の拡大を図る。 <b>【内容】</b> ・椿まつりの開催	団体	
		なる海鮮まつり事業 <b>【目的】</b> 島内物流体制の構築、養殖マグロの周知・消 費拡大 <b>【内容】</b> ・アジ・イサキまつり ・マグロイベント	団体	

## 第4節 公共施設等総合管理計画との整合

観光又はレクリエーション施設など、「産業の振興」区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、次の基本的な方針に沿って過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

### 1. 産業系施設

#### 【現状と課題】

- 本市は、産業系施設を46施設保有している。
- 産業振興施設のうち15施設は築30年を越えており、劣化が激しい。また、地域の集会所としての利用が多く、産業振興のための施設としての利用はほとんど無い。

#### 【基本的な方針】

- 産業振興施設で、主に地域の集会所として利用されているものは、市民文化系施設の公民館・集会所等として併せて検討し、同様に今後は、市が所有する施設を減らす方向で整理し、最終的には、本庁管内で数箇所、支所にはその地域の中核を担う施設をそれぞれ1箇所程度、二次離島にもそれぞれ1箇所程度を所有することとし、その他の施設は、利用状況や周辺施設の設置状況を勘案しながら地元住民への譲渡、統合、廃止を検討する。
- 老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想される。予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図り、運用や設備における省エネ策を検討することが望ましい。管理に要する委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や、委託の包括化などの方法を検討し、コストダウンを図ることも検討する。

## 第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

### 1. 国道、県道及び市道の整備

市内には、国道1路線、主要地方道5路線、一般県道7路線、市道1,988路線が一体となり交通ネットワークを形成している。各路線とも地域間を結ぶ重要な路線であり、人や物が短時間で移動できるような地域づくりを進めるために計画的な整備を行っていく。

### 2. 交通体系の整備

本土と繋がる空路、海路の必要な便数の確保及び市内のバス路線、二次離島地区との航路の総合的なダイヤ編成、運行体系の見直しを行い、高齢者や児童生徒、治療通院者等に配慮した体系を整えていく。

### 3. 農道、林道及び漁港関連道の整備

基幹産業である農林水産業に関わる道路については、機械の大型化、近代化に対応できるよう、効果的な道路整備を進め、農林水産業の生産性の向上を目指す。

### 4. 情報通信基盤の整備及び情報化の推進

情報通信基盤整備事業により、地理的、時間的な情報格差が解消され市民が必要な情報を容易に入手できる状態となった。今後は、行政サービス、企業誘致、医療などの幅広い分野で市民生活の向上や、産業と地域の活性化、都市部との交流に向けたネットワークの活用を推進していく。

また、市民の安全と安心を守るため防災通信体制の充実を推進していく。

### 5. 地域間交流の促進

国内外をはじめとして、他地域との交流を進めることは、経済的、社会的、文化的な側面で大きな効果をもたらし、自立促進を図るうえで重要となっており、都市住民のニーズを的確に把握し、多くのリピーターやU I ターン者を獲得していく。

また、本市出身者をはじめとする五島市を愛しふるさととする人達を「五島市心のふるさと市民」として募集し、本市の情報の受け皿及び周辺への情報の発信者として協力を求めながら、本市出身者以外の方々にも輪を広げ、ネットワークを構築し交流を促進していく。

## 第1節 現況と問題点

### 1. 国道、県道及び市道の整備

道路交通網の整備は、豊かな日常生活や活力ある経済活動を支えるとともに、地域間の連携や交流を活発化させる重要な役割を担っている。道路状況については、改良率、舗装率ともに国道、県道の整備が進む中、市道の整備が遅れている。

また、整備が進んだ道路も大型車輛の運行等により、年々舗装の劣化が進行している。日常生活を支える集落内道路においても幅員の狭い箇所が多く、消防、救急医療活動等に支障を来している。

【国・県道の状況】

区 分	一般国道	主要地方道	一般県道	合計
総延長 (m)	87,057.1	71,121.7	95,115.1	253,293.9
重用 (m)	—	3,022.9	65.0	3,087.9
未供用 (m)	18,850.0	—	—	18,850.0
実延長 (m)	68,207.1	68,098.8	95,050.1	231,356.0
道路	63,675.5	64,888.8	92,655.8	221,220.1
橋梁	781.6	663.0	934.3	2,378.9
トンネル	3,750.0	2,547.0	1,460.0	7,757.0
改良延長 (m)	66,493.4	57,901.5	69,385.3	193,780.2
率 (%)	97.5	85.0	73.0	83.8
舗装延長 (m)	68,207.1	68,083.3	89,373.3	225,663.7
率 (%)	100.0	100.0	94.0	97.5
路線数	1	5	7	13
橋梁数	44	33	80	157
トンネル数	14	3	2	19

平成 27 年 4 月 1 日現在

資料「管理課調」

【市道の状況】

区 分	一級	二級	その他	合計
総延長 (m)	125,787.0	101,348.0	844,109.0	1,071,244.0
重用 (m)	417.0	184.0	12,658.0	13,259.0
未供用 (m)	—	568.0	533.0	1,101.0
実延長 (m)	125,370.0	100,596.0	830,918.0	1,056,884.0
道路	124,585.0	100,033.0	827,707.0	1,052,325.0
橋梁	785.0	563.0	3,211.0	4,559.0
改良延長 (m)	100,286.0	67,847.0	314,798.0	482,931.0
率 (%)	80.0	67.4	37.9	45.7
舗装延長 (m)	119,921.0	91,057.0	610,124.0	821,102.0
率 (%)	95.7	90.5	73.4	77.7
路線数	49	57	1,882	1,988
橋梁数	86	64	424	574

平成 27 年 4 月 1 日現在

資料「管理課調」

2. 交通体系の整備

市内の公共交通機関は路線バスと離島航路であるが、その果たす役割は地域間の連携促進、地域住民の移動手段として以前にも増して重要となっている。しかし、過疎化、自家用車の普及などにより輸送需要が減少し、経営の効率化を図るものの、国、県、自治体からの支援

なしでの運営は厳しい状態にある。

今後は、必要不可欠な生活交通路線を維持するために関係機関と連携、協力し、適切な役割分担のもと地域の特性や利用者ニーズに応じた交通体系の構築、さらに産業の振興、地域間交流の促進のためにも本土と繋がる空路、海路の便数の確保が必要である。

### 3. 農道、林道及び漁港関連道の整備

農道については、土地の基盤整備と有効利用が図られているが、機械の大型化に伴い、未舗装や幅員の狭い道路が多く支障を来している。

林道については、森林管理を図るうえで基盤となるものであり、森林空間の総合的な利用促進、山村地域における産業の振興上でも重要な役割を果たしている。林業機械の導入による労働力の軽減等の観点からも林道、森林作業道の整備は重要である。また、開設した林道についても、路面の浸食や雑灌木の繁茂が激しくなり、維持管理にかかる費用が増加している。

漁港関連道については、活魚輸送体制の充実が重要であり、中心市街地や水産関連集積地を結ぶ道路網の未整備地区の解消が必要である。

### 4. 情報通信基盤の整備及び情報化の推進

周辺地域、二次離島地区については、民間主導による整備が進みにくいことから、市が中心となり光情報通信網を敷設し情報格差の解消を進めた。また、市の中心部は、民間企業によりその整備が進められており、市の情報が市内全域で確認できる環境となっている。

しかし、採算性の低い地域に対してそれらの整備をしていることから、維持管理費に見合う収入を得ることが難しい状態にあり、半永久的に続く管理費への対応が課題となっている。

また、防災行政無線システムを構築し、災害時に全市民へ情報を迅速かつ的確に伝達できる体制を整備する。

### 5. 地域間交流の促進

国際ツバキ大会が2020年に本市で開催されることや、本市の教会（旧五輪教会堂、江上天主堂）が世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成遺産候補になるなど、今後、歴史や文化など本市と縁の深い国内外の都市との交流を深めていく必要がある。

UIターン者の定住促進については、本市での生活を短期的に体験してもらうために短期型滞在住宅を移住希望者へ提供しているが、数に限りがあり需要に追いつかない状況である。

「五島市心のふるさと市民」については、現在の登録者数は20,546名となっており、さらなる登録の推進と、本市の情報発信への協力など加入者を活かした取組みが必要である。

## 第2節 その対策

### 1. 国道、県道及び市道の整備

- ①国道、県道については、整備の要望に努める。
- ②市道、橋りょうの計画的な整備と管理に努める。

③交通安全対策の充実を図る。

## 2. 交通体系の整備

①本土と繋がる空路、海路の必要な便数の確保を行う。

②生活路線の維持、確保及び利便性の向上に努める。

③離島航路の維持、確保及び利便性の向上に努める。

## 3. 農道、林道及び漁港関連道の整備

①農業機械の大型化、資材及び農作物の運搬の利便を図るため、通作条件の改善につながる効率的な農道整備を行う。

②山間地の地形条件の悪い地域の林道を開設し、市場までの効率的な運搬に努める。

③間伐、保育作業を実施する地区については、森林作業道の開設を行う。

④漁港関連道の未整備地区の整備を行う。

⑤既存の農道、林道及び漁港関連道の維持、管理に努める。

## 4. 情報通信基盤の整備及び情報化の推進

①情報格差が生じないよう光情報通信網の維持管理に努める。

②市民の安全と安心を守るため防災通信体制の充実を推進する。

## 5. 地域間交流の促進

①歴史や文化など本市と縁の深い国内外の都市との交流を深める。

②U I ターンの推進及び受入体制を整備する。

③「五島市中心のふるさと市民」への登録を推進し、加入者を活かした取組みを行う。

### 第3節 計画

#### 1. 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1) 市町村道			
	道路	瀬戸・堤線（改良） L=2,643m、W=6.0m	市	
		田岸～矢神線（改良） L=1,800m、W=5.0m	市	
		月見～職人町線（改良） L=430m、W=4.0m	市	
		堤・黒蔵線（改良） L=1,300m、W=5.5m	市	
		福江93号線（改良） L=510m、W=4.0m	市	
		大瀬崎2号線（改良） L=170m、W=5.0m	市	
		紺屋町・堀端線（改良） L=400m、W=12.0m	市	
		福江378号線外2路線（改良） L=360m、W=4.0m	市	
		憩坂線（改良） L=1,740m、W=5.0m	市	
		浦頭・樫ノ浦線（改良） L=2,280m、W=5.5m	市	
		本山32号線（改良） L=3,755m、W=5.5m	市	
		上大津・鬼岳線（改良） L=460m、W=4.0m	市	
		里仁田尾線外4路線（改良） L=3,755m、W=5.5m	市	
	中嶽北部14号線（改良） L=103m、W=4.0m	市		
	本山123号線（改良） L=220m、W=4.0m	市		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	道路	松山木場町線 (改良) L = 1,550m、W = 7.0m	市	
		福江 81 号線 (改良) L = 390m、W = 4.0m	市	
		新一番町線 (改良) L = 320m、W = 4.0m	市	
	橋りょう	居川橋 (橋梁補修) L = 20.4m、W = 5.1m	市	
		柏線 5 号橋 (橋梁補修) L = 3.5m、W = 4.6m	市	
		柏線 6 号橋 (橋梁補修) L = 3.7m、W = 5.3m	市	
		波砂間京ノ岳 2 号線 1 号橋 (橋梁補修) L = 4.7m、W = 4.5m	市	
		第 2 江川橋 (橋梁補修) L = 8.8m、W = 6.2m	市	
		下り松橋 (橋梁補修) L = 8.1m、W = 7.0m	市	
		清水橋 (橋梁補修) L = 117.2m、W = 6.8m	市	
		寺田 2 号橋 (橋梁補修) L = 7.2m、W = 3.0m	市	
		山田 1 号橋 (橋梁補修) L = 9.1m、W = 3.0m	市	
		馬込 1 号線 (橋梁補修) L = 8.4m、W = 4.6m	市	
		寺脇橋 (1 号) (橋梁補修) L = 6.5m、W = 5.6m	市	
		荒河内橋 (橋梁補修) L = 18.6m、W = 3.7m	市	
神社前橋 (橋梁補修) L = 9.4m、W = 3.5m	市			
山内橋 (橋梁補修) L = 11.4m、W = 3.5m	市			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	橋りょう	関戸ノ本橋 (橋梁補修) L = 21.8m、W = 4.2m	市	
		長山橋 (橋梁補修) L = 30.5m、W = 3.8m	市	
		淵ノ元線 2 号橋 (橋梁補修) L = 2.7m、W = 3.8m	市	
		鳴木場橋 (拡幅) L = 16.0m、W = 3.0m	市	
		柿ノ木場橋 (2 号) (橋梁補修) L = 11.0m、W = 5.8m	市	
		汐入橋 (橋梁補修) L = 3.9m、W = 4.3m	市	
		江上橋 (橋梁補修) L = 6.8m、W = 5.9m	市	
		鳴木場橋 (橋梁補修) L = 16.0m、W = 3.7m	市	
		中川橋 (橋梁補修) L = 15.5m、W = 5.8m	市	
		八本木橋 (4 号) (橋梁補修) L = 11.8m、W = 4.8m	市	
		(3) 林道	林業専用道川原線 (新設) L = 3,160m	市
	林道中岳線 (改良) L = 680m		市	
	林道丹奈線 (改良) L = 294m		市	
	林道丸山線 1 号橋整備事業 1 橋		市	
	林業専用道内閣線 (新設) L = 2,000m		市	
	林道南部憩坂線 (新設) L = 9,040m		県	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(6) 電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業 遠隔制御装置、再送信設備、屋外拡声子局	市	
	(10) 地域間交流	空き家を活用した短期滞在住宅整備事業	市	
	(11) 過疎地域自立促進特別事業	生活路線対策事業 【目的】 住民の移動手段である路線バスの維持、交通空白地域の解消に努める。 【内容】 ・路線バス維持事業 民間が運行する福江島、奈留島の路線バスを維持するため、実績欠損額から国庫補助金、県補助金を除いた額を補助する。 ・福江商店街巡回バス運営事業 中心地区において、路線バスが運行されていない交通空白地域を解消するため、NPO法人が運行する巡回バスの運賃収入等を除いた経費を補助する。 ・新生活交通維持事業 バス路線、旅客航路が廃止された地域等の交通手段を確保するため、民間が運行する定時制乗合タクシー、デマンド制乗合タクシーの運賃収入等を除いた経費を補助する。	法人  法人  法人	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(11)過疎地域 自立促進 特別事業	離島航路対策事業 【目的】 二次離島地区における住民の日常的な移動手段である生活航路を確保する。 【内容】 民間が運航する福江島と二次離島地区を結ぶ生活航路を維持するため、国庫補助金、県補助金を除いた額を補助する。	法人	
		離島航空路対策事業 【目的】 本土と五島市を結ぶ離島航空路線を維持する。 【内容】 福江空港～長崎空港の路線の利用率が一定の利用率に達しない場合、収入不足額に対し助成を行う。	法人	
		光情報通信網管理事業 【目的】 採算性の低い周辺地域、二次離島地区における情報格差の解消と産業の活性化、行政サービス、医療、福祉及び教育を充実させる。 【内容】 民間業者の参入が見込めない地域においては、通信網の整備を自治体が行っており、維持管理費に見合う収入を得ることが困難なためその負担を市が行う。	市	
		U I ターン促進事業 【目的】 本市の魅力を幅広く発信し、U I ターンを促進する。 【内容】 都市部での移住相談会への参加、移住ガイドブックの制作等を行い、本市の魅力や移住情報について幅広く発信する。また、田舎暮らし体験ツアーの実施など、移住希望者の不安を解消する環境を整備し、U I ターンを促進する。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(11) 過疎地域 自立促進 特別事業	離島航空路特別対策事業 離島航空路線を維持するため、経営改善を 目的として収益路線への新規参入に伴う初期 費用の一部を負担する。	法人	
		人材育成対策事業 企業が求める人材を育成することで、雇 用の確保及びミスマッチの解消へと繋げる。	法人	

#### 第4節 公共施設等総合管理計画との整合

市道など、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図りながら、過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

## 第4章 生活環境の整備

### 1. 水道施設整備

時代や環境の変化に対する的確に対応しつつ、50年後、100年後においても水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道経営を基本方針とする。

### 2. 汚水処理施設整備

生活排水等の汚水処理は、合併処理浄化槽の整備によって対策に努めており、河川や海域の自然環境を守り、快適な生活を確保するために、汚水処理施設のさらなる普及に取り組む。

### 3. 廃棄物処理施設整備

廃棄物の適正処理を行うとともに、市民、事業者、行政との協働による循環型社会の構築を図る。

### 4. 消防施設整備

市民の生命や財産を守るため、常備消防と非常備消防（消防団）による総合的な消防防災活動、救急活動が行われている。過疎化や少子高齢化等から消防団員の確保が困難となっているが、「自らの地域は自ら守る」との郷土愛護の精神のもと、今後も消防団員の確保に取り組み、併せて消防施設・設備の整備を進めていく。

### 5. 公営住宅整備

住宅は、人が健康で快適な文化的生活を送る基礎となるもので、生活水準が向上した今日、住宅に対する要望が多様化、高度化している。

五島市公営住宅長寿命化計画に基づき、既存公営住宅については、予防保全的な修繕及び耐久性向上などを図る改善事業を計画的に実施することで、住宅の長寿命化を図るとともに、社会的ニーズに対応した整備を行っていく。

### 6. 住環境整備

安全で安心な生活の確保と住みよい環境づくりのため、増加している空き家の適正管理を推進していく。

### 7. 消費生活相談体制整備

消費に関するトラブルや被害から市民を守るための消費者行政を推進していく。

## 第1節 現況と問題点

### 1. 水道施設整備

生活用水については、上水道、簡易水道及び飲料水供給施設により給水されているが、過疎化による給水人口の減少により、給水収益の減少傾向が続いている。特に、簡易水道事業

は人口密度が低い地域で運営されており、経営規模が小さく給水原価が高額となり、料金収入だけでは経営が困難なため、不足する財源を一般会計の財政支援に依存している状況である。

このような状況を踏まえ、安心・安全な給水確保と事業経営の健全化を推進するため、簡易水道事業統合計画を策定し、福江島の簡易水道と上水道の経営統合を進めており、簡易水道は、平成16年度の34事業から平成26年度で13事業となっている。

今後も安全で良質な水を安定して供給するため、できる限りの水道施設の統合を図り、維持管理費の削減を含む経営の合理化を進める必要がある。

【水道事業数】

(単位：事業、%)

	上水道	簡易水道	飲料水供給施設	合計	普及率
平成16年度	2	34	4	40	98.2%
平成21年度	2	17	1	20	97.5%
平成26年度	2	13	1	16	98.5%

資料「水道局調」

2. 汚水処理施設整備

経済の発展とともに、住民生活水準の向上や都市化が進み、水を使用する機会が増え続けている。その結果、生活雑排水や事業排水が未処理のまま道路側溝や農業用排水路、さらには河川、海域等の公共用水域に放出され、水質汚濁が進行し環境衛生だけでなく農業や漁業にも悪影響が懸念されるため、汚水処理施設のさらなる整備推進を図る必要がある。

【汚水処理人口普及状況】

(単位：人、%)

行政人口	公共下水道	農業集落集落排水	漁業集落集落排水	合併処理浄化槽	コミュニティ・プラント	汚水処理人口普及率
39,808	0	0	56	12,162	0	30.7

平成26年3月31日現在

資料「公共施設状況調査」

3. 廃棄物処理施設整備

一般廃棄物の処理については、住民生活水準の向上や生活様式の変化により廃棄物の質が多様化している。循環型社会に対応するため廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化を促進し、ダイオキシン類対策強化による施設の集約化を図り廃棄物の適正処理体制を整えることが求められている。

また、現在稼働している最終処分場が福江島に1か所、奈留島に1か所のみ状況であり、施設の延命化を図るための施策と、更新に向けた早い段階での準備が必要である。

し尿処理については、2施設で処理を行なっているが、合併処理浄化槽等の普及により年々浄化槽汚泥の混入率が高くなっていく傾向にある。現在は、し尿処理施設での受入制限を実施することはないが、処理機能が不安定となった場合は収集段階での排出抑制が必要となってくる。

【一般廃棄物処理施設の状況】

ごみ焼却施設	一般廃棄物最終処分場	資源化施設	し尿処理施設
2	2	1	2

平成 27 年 3 月 31 日現在

資料「生活環境課調」

4. 消防施設整備

近年の高齢化の進行や地域の連帯意識の希薄化などにより、地域の災害への対応力の低下が懸念されることに加え、火災をはじめとした各種災害も複雑多様化している。そのため、火災時の初動対応で重要な役割を担う消防団の体制強化が特に求められるが、人口減少、少子高齢化等による団員の減少や高齢化が問題となっている。

また、消防行政に関する運営の効率化や時代に対応した基盤整備を図る必要があり、計画的な消防車両の更新や防火水槽の設置等、消防施設の整備が必要になっている。

【非常備消防の状況】

分団数 (団)	団員数 (人)		消防ポンプ 自動車 (台)	積載車 (台)	可搬ポンプ (台)	その他の 車両 (台)
	定員	実員				
30	1,540	1,381	8	85	92	4

平成 27 年 4 月 1 日現在

資料「消防本部調」

5. 公営住宅整備

既存公営住宅には経過年数とともに老朽化部分の改修が必要な住宅もあり、計画的な整備が必要である。

また、既入居者のうち、高齢者がいる世帯は 4 割以上であり、今後も増えていくことが予想されるため、高齢者等に対応した住戸及び住環境の整備が必要である。

【公営住宅戸数】

(単位：戸)

	福江地区	富江町	玉之浦町	三井楽町	岐宿町	奈留町	合計
市営住宅	385	30	24	18	46	79	582
単独住宅	0	7	18	5	0	6	36

平成 27 年 4 月 1 日現在

資料「建設課調」

6. 住環境整備

過疎化の進行を背景に、適正な管理が行われていない空き家等が増加しており、建物の倒壊や火災、犯罪等を未然に防止するための早急な対応が求められている。

7. 消費生活相談体制整備

手口の巧妙化、複雑化により、相談件数が増加しており、市民からの相談に対応するため、平成 27 年度より消費者生活相談員を 1 名から 2 名へ増員している。また、被害に遭っている

ことに気づかない市民がいることも想定されるため、相談業務のみならず、被害を未然に防止するための啓発活動も重要となっている。

## 第2節 その対策

### 1. 水道施設整備

- ①安定的な経営基盤を構築するため、簡易水道と上水道の経営統合と事業経営の広域化を図る。
- ②ダウンサイジングを念頭に置いた、必要最小限の施設の更新を実施する。
- ③最小の施設で最大の経営効果を上げるため、有収率を高める必要があるため、老朽配水管の布設替更新を実施する。

### 2. 汚水処理施設整備

- ①合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、汚水処理に対する啓発に努める。

### 3. 廃棄物処理施設整備

- ①収集体系を整備し適正な処理を行う。
- ②廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化を促進する。
- ③施設の更新及び集約化を図り、廃棄物の適正処理体制を確保する。

### 4. 消防施設整備

- ①消防庁舎の計画的な整備を行う。
- ②救急救命士の育成、確保に努める。
- ③消防車両の整備や更新を計画的に行う。
- ④居住地の広がりに対応した防火水槽等の消防水利の確保に努める。
- ⑤消防団の確保・定着に向けた取り組みを行う。

### 5. 公営住宅整備

- ①既存公営住宅について、予防保全的な修繕及び耐久性向上などを図る改善事業を計画的に実施する。
- ②高齢者等が生活しやすい住宅整備を行う。

### 6. 住環境整備

- ①空き家等の適正な管理に関する啓発活動や地域資源としての活用を推進する。
- ②倒壊等の危険性の高い建物等について、解体等を含めた事故未然防止対策を推進する。

### 7. 消費生活相談体制整備

- ①啓発活動の推進、消費者相談の充実に努める。

### 第3節 計画

#### 1. 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(1) 水道施設			
	上水道	福江地区水道施設整備事業 配水管布設替 L=4,762m	市	
		福江地区水道施設整備事業 配水管布設替（大浜地区） L=2,400m	市	
		福江地区水道施設整備事業 電気計装設備改修	市	
		富江地区水道施設整備事業 配水管布設替 L=2,803m	市	
		富江地区水道施設整備事業 導水管布設替 L=634m	市	
	簡易水道	蕨簡易水道施設整備事業 電気計装設備改修	市	
		伊福貴簡易水道施設整備事業 電気計装設備改修	市	
		玉之浦地区生活基盤近代化事業（基幹改良） 配水管布設替 L=1,650m	市	
		玉之浦地区簡易水道施設整備事業 再編整備	市	
		玉之浦地区簡易水道施設整備事業 電気計装設備改修	市	
		三井楽地区簡易水道施設整備事業 配水池改修 濱ノ畔	市	
		三井楽地区簡易水道施設整備事業 仕切弁改修	市	
		岐宿地区簡易水道生活基盤近代化事業 （基幹改良） 送水管布設替 L=1,900m	市	
		岐宿地区簡易水道施設整備事業 配水管布設替 L=2,000m	市	
		岐宿地区簡易水道施設整備事業 再編整備	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	簡易水道	岐宿地区簡易水道施設整備事業 電気計装設備改修	市	
		奈留地区生活基盤近代化事業（基幹改良） 配水管布設替 L=4,555m	市	
		奈留地区簡易水道施設整備事業 配水管布設替 L=1,000m	市	
	(2) 下水処理 施設			
	その他	浄化槽設置整備推進事業 浄化槽設置費用を助成	個人	
	(5) 消防施設	常備消防ポンプ車更新事業 4台	市	
		常備消防はしご付消防自動車更新事業 1台	市	
		常備消防高規格救急自動車更新事業 2台	市	
		常備消防広報車更新事業 2台	市	
		消防詰所・格納庫整備事業 1棟	市	
		消防ポンプ自動車更新事業 2台	市	
		耐震性貯水槽整備事業 40t 2次 10基	市	
		小型動力ポンプ積載車更新事業 19台	市	
		小型動力ポンプ軽積載車更新事業 1台	市	
小型動力ポンプ更新事業 20台		市		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(7) 過疎地域 自立促進 特別事業	大波止ホテル除却事業  【目的】 老朽化した大波止ホテルは、屋根の飛散や外壁の崩落により、近隣住民に危害を及ぼす恐れがあるため、建物を解体し事故の未然防止を図る。  【内容】 大波止ホテルの解体にかかる費用について助成を行う。	個人	

#### 第4節 公共施設等総合管理計画との整合

公営住宅など、「生活環境の整備」区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、次の基本的な方針に沿って過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

##### 1. 行政系施設

【現状と課題】
<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市は、行政系施設を、32 施設、消防格納庫等 102 施設を保有している。</li> <li>○本庁舎や支所は、様々な手続きで集まる多くの住民に利用されている。</li> <li>○本庁舎本館は耐震性を有しておらず、建替える方向で検討が進められている。</li> <li>○消防署出張所は老朽化しており、耐震化されていないことから建替え等の検討が必要である。</li> </ul>

【基本的な方針】
<ul style="list-style-type: none"> <li>○本庁舎本館は、市民生活を守り、身体及び財産、市民生活にかかわる多くの機能、情報を守り、また災害時には災害応急対策や災害からの復旧・復興拠点としての役割を果たすことのできる庁舎に建替える。</li> <li>○支所・出張所、消防署出張所は、合築を含めた建替え等により耐震化を図る。</li> <li>○消防格納庫は、大規模な改修は行わず、公共施設等の維持管理方針による施設管理により維持する。</li> </ul>

## 2. 公営住宅

### 【現状と課題】

- 本市は、公営住宅等を 50 施設保有している。
- 五島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、予防保全型の管理方式で、管理維持を行なっている。
- 基本的には計画どおりに進めているが、居住者の要望もあり一部計画の変更等が必要となってきた。

### 【基本的な方針】

- 公営住宅は歳入源としての価値があり、住民への住居の提供という福祉的な側面もあるため、更新などの際には、将来発生すると思われる歳入と歳出の両面で考える必要がある。
- 耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除却または更新を推進する。
- 居住者がいるため、中長期的な視点での詳細な計画を立てる必要がある、既存の長寿命化計画を必要に応じて見直す必要がある。

## 3. 供給処理施設

### 【現状と課題】

- 本市は、供給処理施設を 17 施設保有している。
- プラント施設は、他の施設と比較して耐用年数が短く、大規模改修や建替えサイクルが短いため、コスト負担が大きな課題である。
- し尿処理施設については、平成 26 度に奈留衛生センター、平成 27 年度に五島西部衛生センターを休止し、福江衛生センターでの一元処理を行うことで、平成 28 年度以降の運営管理コストの大幅な削減を見込んでいる。

### 【基本的な方針】

- 供給処理施設は個別計画（マネジメント計画）を策定し、公共性や整備目的を整理し、地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る。

## 第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 1. 高齢者福祉の向上

高齢者が生きがいを持ち、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができる環境づくりを目指す。

### 2. 児童福祉の向上

五島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう努める。

### 3. 障がい者（児）福祉の向上

誰もが相互に人格を尊重し支え合える共生社会の実現を図るために、日常生活・社会生活支援のため障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの充実を図る。

また、障がいのある人一人ひとりの多様なニーズに対応した生活支援体制を整備するとともに、障がいのある人もない人も共に生きる共生社会の実現のための普及啓発の推進を図る。

## 第1節 現況と問題点

### 1. 高齢者福祉の向上

本市は、国、県に比べ高齢化が進行しており、高齢化率は35.2%に達している。その中でも、周辺地域や二次離島地区においては、その割合が高く、一人暮らしや夫婦だけで暮らしている世帯が多く見られる。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防及び在宅サービス体制の充実を図るとともに、地域による見守り支援を行う必要があり、今後これらの介護サービスや医療・福祉・生活支援などを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが求められている。

#### 【高齢化の推移】

(単位：%)

区分	昭和35年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
五島市	7.1	17.9	22.3	26.4	30.5	33.4	35.2
長崎県	5.8	14.7	17.7	20.8	23.6	26.0	28.4
全国	5.7	12.0	14.8	17.3	20.1	23.0	25.6

資料「国勢調査」及び「住民基本台帳人口」

【老人福祉施設】

(単位：施設、人)

施設	施設数	入所者数	
		定員	人員
養護老人ホーム	2	100	94
特別養護老人ホーム	7	346	346
認知症対応型共同生活介護	23	303	303
軽費老人ホーム	1	30	30
生活支援ハウス	3	46	32
老人福祉センター	2	—	—
介護老人保健施設	3	200	200

平成 27 年 4 月 1 日現在

資料「社会福祉課調」及び「長寿介護課調」

## 2. 児童福祉の向上

本市には、特定教育・保育施設に加え、家庭的保育や小規模保育などの特定地域型保育事業所が設置されている。

子ども達が安全で安心して過ごせる場所の確保をはじめ、地域の人たちと学び・遊ぶことができる多様な活動環境が求められ、また、延長保育や放課後児童クラブの充実など、さらなる子育て需要に対応できるサービスや機能、システムの整備が必要である。

一方、少子化の進行は、結婚や出産に対する個人・家族の価値観の変化が大きな要因と考えられるが、地域の労働力や活力、納税者の減少など、将来に向かって極めて深刻な問題を含んでおり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会全体での環境づくりが急がれている。

【特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所】

(単位：施設、人)

	施設・事業	施設数	定員
特定教育・保育施設	認定こども園 (幼稚園型)	2	160
	保育所	18	910
特定地域型保育事業所	家庭的保育所	1	5
	小規模保育所	3	57

平成 27 年 4 月 1 日現在

資料「社会福祉課調」

## 3. 障がい者（児）福祉の向上

市内には、障がい者の福祉的就労の受け皿となる就労継続支援 B 型事業所が 10 事業所あるが、一般就労へと移行するためのサービスが不足している。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、相談支援や障害福祉サービスを充実し活動できる環境を築いていく必要がある。

【障害者手帳所持者数】

(単位：人)

身体障害者（児） 手帳所持者数		知的障害者（児） 手帳所持者数		精神障害者 手帳所持者数
18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
19	2,567	58	477	443

平成27年3月31日現在

資料「社会福祉課調」

## 第2節 その対策

### 1. 高齢者福祉の向上

- ①高齢者が安心して生活できる環境を整える。
- ②介護予防や生活支援等の充実を図る。
- ③高齢者の積極的な社会参加を推進する。
- ④安定した介護サービスの提供を行う。
- ⑤介護保険対象外の高齢者福祉サービスに努める。

### 2. 児童福祉の向上

- ①児童福祉施設等の整備を図る。
- ②子どもの安全・安心な居場所づくりを推進する。
- ③相談体制や子育て環境の充実を図る。
- ④ひとり親家庭への支援、子育てへの支援強化を図る。
- ⑤離島に居住する妊婦への支援を行う。

### 3. 障がい者（児）福祉の向上

- ①障がい者（児）施設の充実、整備を行う。
- ②障がい者の雇用の場を確保し、社会参加を推進する。
- ③総合的な相談と支援体制を整備する。
- ④障がい児に対する教育の充実を図る。
- ⑤障がいのある人もない人も共に生きる共生社会の実現のための普及啓発を行う。

### 第3節 計画

#### 1. 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(3) 児童福祉 施設			
	保育所	若草保育園改築事業 407.39 m <sup>2</sup> 定員 50名	福祉法人	
	(4) 認定こども 園	認定こども園第二双葉幼稚園増築事業 761 m <sup>2</sup> 定員 80名	学校法人	
		安心こども基金認定こども園整備事業（福江 幼稚園増改築） 1420.67 m <sup>2</sup> 定員 55名	学校法人	
	(8) 過疎地域自 立促進特別 事業	障害者等タクシー・定期旅客船運賃助成事業 【目的】 移動困難な障がい者の交通費負担を軽減し、 自立更正、社会参加を促す。 【内容】 助成規定を満たした障がい者に対し、タクシ ー料金助成券を交付する。助成規定を満たし た障がい者が市内島しょ間を結ぶ旅客定期航 路を利用する場合に助成券を交付する。	市	
	シルバー人材センター運営事業 【目的】 高齢者に就業の機会を提供し、社会参加を 促すことで、生きがいづくりや健康の増進を 図る。 【内容】 高齢者に就業の機会を提供する五島市シル バー人材センターの運営費について助成を行 う。	法人		
	二次離島地区デイサービス運営事業 【目的】 介護サービス事業者の参入が難しい二次離島 地区においても地域間の不公平が生じにくい よう介護予防及び在宅サービスの提供体制を	市		

		構築する。		
--	--	-------	--	--

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	保育所	【内容】 デイサービスセンターがある久賀島、枕島、 嵯峨島において、介護保険事業者と委託契約 を結び、介護報酬で賄えない経費を支出する。	市	

## 第4節 公共施設等総合管理計画との整合

高齢者福祉施設など、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、次の基本的な方針に沿って過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

### 1. 子育て支援施設

【現状と課題】
○本市は、子育て支援施設を4施設保有している。 ○保育所は全て築40年を経過しているが、今後も入所の見込みがある。

【基本的な方針】
○幼稚園及び保育所のあり方については、子ども・子育て支援新制度のもと、園児数の推移、利用者ニーズを把握し、建物状況等を勘案する中で、施設の集約化等を検討する。 ○子育て支援施設は、地域との関連が深く、利用者が減少傾向にあることから単純に統廃合等の判断をすることは難しいため、今後は民営化の検討及び他施設等との統合等も視野に入れ、検討していく。

### 2. 保健・福祉施設

【現状と課題】
○本市は、保健・福祉施設を20施設保有している。 ○福祉保健施設は合併前の旧町の施設で、整備数に地域差があり、三井楽地域には複数整備しているが、玉之浦地域にはまったく整備をしていない。 ○保健・福祉施設は、各施設の利用状況だけでなく、地域性や公共施設の必要性等を踏まえ、適正な施設の配置及び運営方法の適正化を図る必要がある。

【基本的な方針】
○保健・福祉施設は、市民の健康保持及び福祉の増進を図るための施設であり、周辺地域の民間事業所の設置状況等も踏まえ、施設の適正配置について検討する。 ○今後も維持が必要な施設は、長期間利用できるように、定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る。

## 第6章 医療の確保

### 1. 診療施設整備

市民がいつでも安心して良質の医療を受けることができるように、長崎大学や医師会等の関係機関と連携し、五島中央病院を中心とした地域医療体制や救急医療体制の充実に努める。

### 2. 健康づくり推進

健診受診率を上げるとともに医療機関や予防医学研究所との連携システムの構築を行い、健康増進事業を展開し、地域で自立した健やかな老後を送れるよう支援する。

## 第1節 現況と問題点

### 1. 診療施設整備

市内には、病院4か所、一般診療所42か所、歯科診療所18か所の医療機関があるが、ほとんどが市内中心部に集中しているため、周辺地域や二次離島地区の住民に医療格差が生じないような取り組みが必要である。

また、市の救急医療体制は、一次医療を民間医療機関、重症患者を二次医療機関である五島中央病院が受け持ち、重篤な場合は三次医療として本土の医療機関へドクターヘリや県防災ヘリ等により搬送を行う体制を整えている。ヘリによる本土への救急搬送者は年々増加しており、住民の高齢化が進むなか、離島である本市でのヘリ搬送の果たす役割は大きなものとなっている。

【医療施設及び病床数】

(単位：施設、床)

病 院		一般診療所		歯科診療所	
施 設	病 床	施 設	病 床	施 設	病 床
4	508	42	170	18	

平成26年10月1日現在

資料「平成26年医療施設調査」

【医療従事者数】

(単位：人)

医師	歯 科 医 師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准 看 護 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士
72	18	50	27	13	332	224	19	13

平成24年12月31日現在

資料「平成24年長崎県医療統計」

### 2. 健康づくり推進

成人及び乳幼児の健康相談、各種健康診査、予防接種を行うとともに各種がん検診事業を実施し疾病の予防、早期発見、早期治療に努めている。

本市は、平均寿命が国・県に比して短く、悪性新生物・脳血管疾患・心疾患での死亡率が高い状況にある。さらに生活習慣病での治療者は50歳後半から増加傾向にあり、またこの年代層の受診率は低い状況にある。このことから中年前期からの疾病予防に努めるとともに、

健診後の状況確認など医療機関との連携を図りながら重症化予防に取り組む必要がある。

## 第2節 その対策

### 1. 診療施設整備

- ①医療施設、医療機器の整備を促進する。
- ②医療格差の生じない取り組みを行う。
- ③患者の利便性向上に努める。
- ④救急医療体制の整備に努める。
- ⑤医療従事者の確保に努める。

### 2. 健康づくり推進

- ①健康相談、健康診査及び各種がん検診事業の実施及び啓発に努める。
- ②健診受診率の向上に努め、疾病の発症予防に取り組む。
- ③医療機関との連携システムを構築し、疾病の重症化予防に取り組む。
- ④大学等研究機関（予防医学研究所含む）と連携し、保健と医療の充実を図る。

### 第3節 計画

#### 1. 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	伊福貴診療所医療機器整備事業 ポータブル血液分析器システム一式	市	
		岐宿歯科診療所医療機器整備事業 歯科用ユニット一式	市	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医療体制整備事業 【目的】 市民がいつでも安心して医療を受けることができるように、土曜日、日曜日、祝日及び夜間における一次医療体制、重症救急患者に対する二次医療体制を確保する。 【内容】 ・在宅当番医制委託事業 日曜日、祝日（年末年始を含む）における初期救急医療体制の確保を図るため、医師会へ委託し当番医制による診療を行う。 ・救急医療運営委託事業 重症救急患者に対する医療を確保するため、五島中央病院に対し医師等の人件費に相当する額を支援する。	市	
		医師給与増高経費助成事業 【目的】 地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、離島の中核病院においては高度で安定的な医療を求める傾向にあり、本土並みの給与水準を保つことで医師を継続的に確保し、安定的な医療の提供に努める。 【内容】 過去3か年の全国公立病院の平均給与月額と長崎県病院企業団の平均給与月額との差を一応の基準とし、医師数を乗じた額の1/2を負担する。	市	

## 第4節 公共施設等総合管理計画との整合

診療所など、「医療の確保」区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、次の基本的な方針に沿って過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

### 1. 医療施設

#### 【現状と課題】

- 本市は、医療施設を17施設保有している。
- 医療施設は地域にとって重要な施設であるが、9施設が築30年を経過している。

#### 【基本的な方針】

- 人口減少・高齢化等を見据えながら、地域の医療ニーズと照らし合せた医療機能の提供について効率的な管理・運営が実施できるよう検討する。
- 医療施設は、市民の健康保持を図るための施設であり、今後も長期間利用できるように定期的な点検と計画的保全により施設機能の維持を図るとともに、施設の適正配置についても検討する。

## 第7章 教育の振興

### 1. 学校教育の振興

子ども達が、これからの社会をたくましく生き抜くために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育み、知・徳・体のバランスのとれた教育を推進する。また、諸外国の人々と共生していくため、外国に関する知識や歴史、文化、宗教、習慣等を理解し受け入れ、幅広いコミュニケーション能力をもった国際社会で躍動する人材の育成を図る。

学校施設については、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所になることから、耐震化や老朽化対策などを推進する。

### 2. 生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興

多くの市民が生涯学習、レクリエーション活動に参加し、活動を通して生きがいづくり、健康づくり、自己表現ができる環境を整える。

スポーツがもたらす効用を再認識するとともに、子ども達から高齢者まで、より一層身近にスポーツに親しむ環境づくりを図る。

## 第1節 現状と問題点

### 1. 学校教育の振興

幼稚園については、公立幼稚園が2園あり、学級数5、園児数56名となっている。近年、少子化、共働き家庭の増加に伴い、保育時間の長い保育園への就園が多く幼稚園の就園児が減少しており、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供等のため、認定こども園への移行が進んでいる。

#### 【幼稚園状況】

園数（園）	学級数（学級）	教員数（人）	園児数（人）
2	5	10	56

平成27年5月1日現在

資料「学校基本調査」

小中学校については、児童生徒数の減少により、約6割の小学校で複式学級（小学校26学級、中学校1学級）が編制され、特に二次離島地区では、すべてが小中併設、完全複式であり学校の極小規模化が進んでいる。それらの学校では、子ども一人ひとりに目が行き届き、教師と生徒達のふれあいが多い利点はあるものの、集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないことや少数の教員配置となることなどから、教育条件の維持向上に向けた取り組みが必要である。

平成27年度の遠距離通学者は、小学生52人、中学生66人がおり、スクールバス、タクシーの運行、定期バスの乗車券や自転車の購入に対する助成などの対策を行っている。

【小学校の状況】

年次	学校数（校）			学級数（学級）			教員数 （人）	児童数 （人）
	総数	本校	分校	普通学級		特別 学級		
				単式	複式			
平成 17 年	29	23	6	110	23	16	255	2,735
平成 22 年	24	19	5	92	18	17	211	2,045
平成 27 年	19	19	0	72	26	19	217	1,746

各年 5 月 1 日現在

資料「学校基本調査」

【中学校の状況】

年次	学校数（校）			学級数（学級）			教員数 （人）	児童数 （人）
	総数	本校	分校	普通学級		特別 学級		
				単式	複式			
平成 17 年	14	13	1	56	4	6	170	1,556
平成 22 年	13	12	1	46	2	11	156	1,188
平成 27 年	12	12	0	40	1	13	153	929

各年 5 月 1 日現在

資料「学校基本調査」

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地域の防災拠点施設としても大部分が指定されており、耐震化や老朽化対策などの整備を推進し、安全で安心な教育環境の充実に向けた取り組みが必要である。これまで緊急性の高い施設から耐震補強、改築工事を行い、平成 26 年度までの耐震化率は 84.9% であるが、引き続き耐震化に向けた取り組みが必要である。

一方、学校の統廃合に伴う廃校舎については、企業誘致による産業の拠点や地域のコミュニティ施設等としての有効活用が求められている。

【学校施設の状況】

	学校数（校）	体育館 配置校（校）	プール配置校 （校）	スクールバス数 （台）
小学校	19 (0)	15	10	5
中学校	12 (1)	12 (1)	1	(小中共有で使用)

平成 27 年 5 月 1 日現在

資料「教育委員会調」

※（ ）内の数字は、学校数のうち休校数

2. 生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興

超高齢社会の進展、ライフスタイルの変化、余暇時間の増大などにより、生涯学習、スポーツ及びレクリエーションに対する市民のニーズは多様化、高度化している。生涯学習の場となる公民館や図書館については、利用環境の整備や内容の充実に努めているが、老朽化した施設の補修等が必要である。図書館については、老朽化等のため新設に向けた検討作業を

進めており、周辺地域へは円滑な利用を図るため移動図書館車による配本を行っている。

また、スポーツを通じた地域コミュニティ活動は積極的に行われているが、人口減少、少子高齢化の影響は顕著で、学校部活動を含むジュニアスポーツクラブの児童減少・指導者不足、地域ではスポーツイベントへの参加者の減少、さらには、子どものスポーツ離れ、人と人のふれあいの希薄化などが浮き彫りとなっている。

【文化・体育施設数】

文化施設			体育施設			
公民館	図書館	歴史博物館	体育館	陸上競技場	野球場	プール
18	1	1	9	1	1	4

平成 27 年 3 月 31 日現在

資料「公共施設状況調査」

## 第 2 節 その対策

### 1. 学校教育の振興

- ①豊かな心、健やかな体を育む教育を推進する。
- ②遠距離通学児童、生徒に配慮した取り組みを行う。
- ③国際化、情報化に対応した取り組みを行う。
- ④しま留学制度を推進する。
- ⑤校舎の耐震化や改築など計画的な整備を進める。
- ⑥廃校舎の活用に取り組む。

### 2. 生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの振興

- ①学習機会、学習の場の充実、整備に努める。
- ②学習成果を地域へ還元する取り組みを推進する。
- ③図書館の整備を行い、図書や機能の充実を図る。
- ④公民館の整備に努める。
- ⑤各種スポーツ教室や大会等の開催に努める。
- ⑥スポーツ、レクリエーションの競技力の向上に努める。
- ⑦各種スポーツ大会への出場を支援する。
- ⑧スポーツ、レクリエーション施設の充実と整備に努める。
- ⑨スポーツボランティアの普及と活動の促進を図る。

### 第3節 計画

#### 1. 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	校舎等耐震化事業（岐宿地区統合小学校） 監理業務、建設工事	市	
		校舎等耐震化事業（緑丘小学校） 監理業務、改築工事、解体工事	市	
		校舎等大規模改修事業（柁島小学校） 監理業務、改修工事	市	
		校舎等大規模改修事業（嵯峨島小中学校） 監理業務、外壁改修工事	市	
		校舎等大規模改修事業（久賀小中学校） 監理業務、屋上・外壁改修工事	市	
	屋内運動場	屋内運動場耐震補強事業（富江中学校） 監理業務、補強工事、大規模改修工事	市	
	スクールバス・ ポート	スクールバス購入事業 29人乗り	市	
	その他	学校焼却炉解体事業 小型焼却炉 21基		
	(3) 集会施設、 体育施設等			
	公民館	福江地区公民館整備事業	市	
		赤島住民センター改修事業	市	
	体育施設	福江武道館耐震化改修事業 耐震化診断、設計、改修 954㎡	市	
		富江武道館改修事業 設計、改修 454㎡	市	
		中央公園陸上競技場改修事業 設計、陸上競技場全天候舗装改修、管理棟 改修	市	
		福江市民プール改修事業 管理棟、大プール、小プール	市	
		三井楽多目的研修施設改修事業 鉄筋コンクリート造 2階建 2,749㎡	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(3) 集会施設、 体育施設等			
	図書館	市立図書館建設事業	市	
	(4) 過疎地域 自立促進特 別事業	スポーツ振興助成事業 【目的】 離島に住む市民が他地域の人達とスポーツで 交流を行うには、本土へ移動するか大会を誘 致することになり多くの経費を負担するこ とになる。そこで、その一部を助成しスポー ツにおける交流人口の拡大と地域の活性化に 繋げる。 【内容】 スポーツ大会の予選会を経て県大会等へ出場 する選手への旅費や県大会以上の大会誘致に 要する事業費及び競技力向上対策事業の一部 を助成する。	市	
		長崎県民スポーツ祭(県民体育大会) 参加事業 【目的】 大会へ出場することによる競技力の向上、スポ ーツ人口の拡大を図るとともに、出場を市民 の身近な目標にすることで、生きがいつくり、 健康づくりに繋げる。 【内容】 大会へ出場する選手の旅費の一部を助成す る。	市	
	語学指導等を行う外国青年招致事業 【目的】 外国語教育の充実や国際交流を通じ、国際理 解や国際感覚を高め、国際的なコミュニケー ション能力の育成を図る。 【内容】 ALT を雇用し、学校における英語指導や国際 理解教育を推進する。	市		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(4) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>離島高校生修学支援費補助金</p> <p>【目的】 高校が設置されていない離島から、高校へ進学する生徒の保護者の経済的負担軽減を図る。</p> <p>【内容】 通学費や居住費等に要する費用について助成する。</p>	市	
		<p>地域づくり情報拠点整備事業</p> <p>【目的】 学習機会の少ない過疎地域においては、図書の充実が必要である。また、平成26年度末の蔵書冊数は約11万9千冊であり、新図書館の目標冊数を15万冊と設定し計画的な図書の購入を行う。</p> <p>【内容】 過疎地域においては、民間の開催する学習の場が少なく、図書の充実はその不足を補う大切なものであり、新図書館の完成に合わせて専門書等の整備を行う。</p>	市	
		<p>しま留学生受入事業</p> <p>【目的】 久賀小中学校及び奈留小中学校に市外から入学・転入を希望する児童・生徒に対し、受入家庭（しま親）の協力を得て受入を実施し、豊かな自然の中での様々な体験活動等を通して心身ともに健康な児童・生徒の育成を図る。また、留学生を受け入れることにより、極小規模の二次離島にある学校の存続を図り、島活性の核とする。</p> <p>【内容】 受入地区内（久賀・奈留）に連絡協議会を立ち上げ、委託料（9万円）の2/3及び運営経費を市が補助し、留学生を受け入れるしま親に実親負担分の委託料1/3と合わせて支払う。また、留学生の養育については、連絡協議会全体で協力しながら行う。</p>	団体	

## 第4節 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育関連施設など、「教育の振興」区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、次の基本的な方針に沿って過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

### 1. 学校教育系施設

#### 【現状と課題】

- 本市は、学校教育系施設を 122 施設保有している。
- 段階的に統廃合を進めており、学校数の縮減は計画的に実施している。
- 耐震化の対応は完了しつつあるものの、老朽化等、劣化の進行している校舎等も多くある。
- 教職員が入居していない教職員住宅には、一般市民が利用しているものがある。

#### 【基本的な方針】

- 将来の児童・生徒数、現在の整備位置及び国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、統廃合による縮減を検討する。
- 廃校後に普通財産となる施設については、転用または、売却や譲渡を検討する。ただし老朽化が激しいものや、大規模改修を要するものは、解体を検討する。
- 小学校や中学校については地域と連携が重要であり、今後の整備計画等を含んだ個別計画の策定が必要である。その上で、計画に沿って改修・統廃合の優先度を決定し、それぞれの状況に応じた実施時期を明確にする。

## 第8章 地域文化の振興等

### 1. 地域文化の振興

五島市固有の文化遺産が継承され、市民が文化に親しみ、活発な文化芸術活動を行うことができる状態を目指し、活性化のために、指導者の育成、各団体との連携を推進する。

また、優れた芸術や文化の鑑賞機会を提供し、市民文化の高揚促進、文化財の保護及び活用を図る。

### 第1節 現況と問題点

#### 1. 地域文化の振興

各地区に残る伝統芸能は、地域の歴史や風俗を知るうえで貴重な財産として継承されており、地域間、世代間交流及びまちおこしの一環を担ってきたが構成員の高齢化、若年層の島外流出等によって保存、継承の危機にあるものも少なくない。しかしながら、最近では、学校行事の中に伝統芸能を取り入れ、幼少期からその活動を行っているものや伝統芸能による地域間交流も行われており、今後もそのような活動を推進していく必要がある。

文化芸術活動については、各団体をはじめ多くの文化グループが活動しており、生活水準が向上する中、文化に対する市民のニーズは多様化、高度化及び個別化している。また、離島というハンディのため優れた芸術文化に触れ合う機会が少ない面もある。

そのような中、旧五輪教会堂と江上天主堂が、世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産になり、これらの保存、管理に向けた取り組みが進んでいる。

また、島内の過疎化が進む久賀島においては、島全域が重要文化的景観に選定され、景観の価値を守り活かすための取り組みを進めており、国指定名勝であり、日本遺産「国境の島壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」の構成文化財でもある「三井楽(みみらくのしま)」においては、名勝としての保存、活用に向けた取り組みを進めている。

#### 【文化財の状況】

	国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	3	5	8	16
建造物	2	2	2	6
美術工芸品	1	3	6	10
無形民俗文化財	1	4	6	11
史跡		5	18	23
名勝	2			2
天然記念物	3	21	7	31
重要文化的景観	1			
計	10	35	39	84

平成27年4月1日現在

資料「教育委員会調」

## 第2節 その対策

### 1. 地域文化の振興

- ①郷土芸能や伝統行事の保存、継承に努める。
- ②日本遺産の構成文化財をはじめ、文化財の発掘、顕彰に努める。
- ③各種芸術や文化活動への支援を図る。
- ④優れた芸術や文化の鑑賞機会を提供すると共に施設改修や整備を行う。
- ⑤世界遺産登録に向けた活動の推進、施設整備を行う。
- ⑥重要文化的景観や国指定名勝の保全、活用に向けた取組を推進する。

### 第3節 計画

#### 1. 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等			
	地域文化振 興施設	江上天主堂整備事業 天主堂修復	事業者	
		旧五輪教会堂整備事業 教会堂修復	市	
		石田城五島氏庭園整備事業 池浚渫	事業者	
		世界遺産関連施設整備事業（トイレ整備） トイレ建築工事、設計監理委託料	市	
		世界遺産登録推進事業（江上地区景観整備事 業） 旧江上小解体工事	市	
	その他	山本二三美術館 整備事業	市	
	(2) 過疎地域 自立促進 特別事業	世界遺産登録推進事業 【目的】 広く市民の文化財保護意識の高揚と郷土愛の 醸成を図り、文化遺産を活用した地域振興、 まちづくり再生に繋げる。 【内容】 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世 界文化遺産本登録へ向け、県や関係市町一体 となって登録推進のための取組を行うととも に、受入体制の充実や構成資産の適切な保存 管理にも取り組む。	市	
		重要文化的景観整備活用事業 【目的】 平成23年に「五島市久賀島の文化的景観」が 重要文化的景観に選定されたことを受け、そ の価値を守り活かすために平成24年に策定 した「五島市久賀島の文化的景観」整備活用 計画に沿った事業を推進する。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域 自立促進特 別事業	<p><b>【内容】</b>            文化的景観の価値を島内外に伝承していくため、来島者に対して、文化的景観の価値を島民がわかりやすく解説するための調査・研究や、久賀島特産品の開発など、久賀島の文化的景観の価値を守っていくための整備や、その価値を活かした地域活性化を推進する。</p>	市	
		<p>国指定名勝「三井楽（みみらくのしま）」保存管理計画策定事業</p> <p><b>【目的】</b>            平成 26 年に国の名勝に指定された「三井楽（みみらくのしま）」が将来にわたって保存継承されるよう、適切な保存管理・整備活用を図る。</p> <p><b>【内容】</b>            文化財の保存管理と整備活用の方針等を示した保存管理計画を策定する。</p>	市	
		<p>日本遺産魅力発信推進事業</p> <p><b>【目的】</b>            日本遺産の構成文化財群を総合的に活用する。</p> <p><b>【内容】</b>            日本遺産に関する情報発信・人材育成事業、普及啓発事業、調査研究事業、公開活用のための整備に係る事業を行う。</p>	団体	

## 第4節 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化振興施設など、「地域文化の振興等」区分における公共施設等については、市総合管理計画との整合を図り、次の基本的な方針に沿って過疎地域における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととする。

### 1. 社会教育系施設

#### 【現状と課題】

- 本市は、社会教育系施設を10施設保有している。
- 社会教育系施設は市民の文化の発展に寄与してきた施設である反面、施設を取り巻く環境の変化により、利用が低迷している施設等もある。

#### 【基本的な方針】

- 老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想される。予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図り、運用や設備における省エネ策を検討することが望ましい。管理に要する委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や、委託の包括化などの方法を検討し、コストダウンを図ることも検討する。

## 第9章 集落の整備

### 1. 集落の整備

地域コミュニティを維持し、安全・安心な暮らしを実現するために、地域住民がともに支えあい、助け合いながら地域の活性化に取り組むことが重要である。各地域に組織されたまちづくり協議会などが、それぞれの地域の実情に応じた取り組みができる体制を強化する。

### 第1節 現況と問題点

#### 1. 集落の整備

人口の減少、若年者層人口の流出による高齢化の進行などにより、生活機能の維持や存続が危ぶまれる集落があるほか、現在でも、生活面での保健、医療、福祉施策の不足、産業面での担い手不足など多くの課題を抱えている。住み慣れた地域に住み続けることができる安全・安心なくらしづくりのため、人口減少社会に対応した集落のネットワーク強化、各地域の特性を活かしたまちづくりの取り組みを支援していく必要がある。

### 第2節 その対策

#### 1. 集落の整備

- ①「集落支援員」「地域おこし協力隊」を活用する。
- ②自治会活動や地域コミュニティ活動を推進する。
- ③独身男女の巡り会いの場の提供に努める。

### 第3節 計画

#### 1. 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	地域の絆再生事業 【目的】 住民同士が互いに支えあう「地域の絆」の再生を図るとともに、市民力を結集し、地域の特性を活かしたまちづくりの推進を図る。 【内容】 地域の絆再生事業に取り組むまちづくり協議会に対し、「地域の絆再生事業交付金」を交付する。	団体	

別表 過疎地域自立促進特別事業一覧表

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>農林水産業後継者育成事業</p> <p><b>【目的】</b> 減少する一次産業の就労人口を確保するため、農林水産業に従事しようとする者を支援し、労働力の定着化及び地域産業の振興を図る。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手育成確保特別対策事業 減少する一次産業の就労人口を確保するため、農業に従事しようとする者を支援し労働力の定着化及び地域産業の振興を図る。</li> <li>・漁業後継者育成事業 新規漁業希望者を対象に、1年間の生活費等の助成、経営開始時の漁船の導入支援及び体験講習会等を開催する。</li> </ul>	法人  市・漁協	
		<p>戦略産品海上輸送費支援事業</p> <p><b>【目的】</b> 戦略産品の確立に必要な経費について支援を行い、産業の活性化を図る。</p> <p><b>【内容】</b> 農産物や水産物など、戦略産品及び生産資材等の輸送費について助成する。</p>	市	
		<p>燃油高騰対策支援事業</p> <p><b>【目的】</b> 農業者や漁業者へ支援を行うことにより、農業、漁業の安定と自立した経営の確立を図る。</p> <p><b>【内容】</b> 農業経営、漁業経営における燃油購入に要する経費を助成する。</p>	市	
		<p>五島牛振興事業</p> <p><b>【目的】</b> 畜産農家は、繁殖雌牛（育成牛、成牛）の購入後、育成、分娩、子牛出荷までは収入が無く経営の負担となる。そこで、肉用牛資源の維持拡大と導入を円滑に進めるため、購入額、利子の一部を補助（免除）し畜産経営の安定</p>		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>を図る。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜農協有等導入型事業 農協が購入した繁殖雌牛の購入経費の一部を市が補助して、希望する畜産農家に一定期間（育成牛7年、成牛5年）貸し出す。農協は、畜産農家から期間内に補助を除いた額を償還してもらい終了後に雌牛を譲渡する。</li> <li>・家畜特別導入型事業 市は、市費と県の補助金（上限301千円/1頭）を財源に繁殖雌牛を購入し、希望する畜産農家へ一定期間（育成牛5年、成牛3年）無償で貸し出す。畜産農家は、期間終了後に県補助分と購入時セリ価格50万円を上回った金額とその消費税を納付して雌牛の譲渡を受ける。その購入に係る市費分に過疎債を充当する。</li> <li>・肉用牛繁殖雌牛預託事業 農協が購入した繁殖雌牛を希望する畜産農家に一定期間（育成牛7年、成牛5年）貸し出す。農協は、畜産農家から期間内に償還をしてもらい雌牛を譲渡する。その終了までの利子の1/3を市が農協へ補助する。</li> <li>・優良繁殖雌牛導入事業 繁殖雌牛群の質・量の向上のため、市場性の高い繁殖雌牛の導入に係る経費の一部を助成する。家畜農協有等導入型事業と併用が可能。</li> </ul>	<p>農協</p> <p>市</p> <p>農協</p> <p>農協</p>	
		<p>有害鳥獣被害防止対策事業</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>福江島の東部から南東部にかけて生息するタイワンリス（特定外来生物）、奈留島、久賀島、福江島に生息するイノシシ、シカ及び市内全域に生息するカラスを捕獲し、生息域の拡大と農林産物の被害を防ぐ。</p>	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>【内容】</p> <p>罨による有害鳥獣の捕獲や、生息域の拡大を防ぐ拡散防護柵の設置を行う。</p>		
		<p>離島漁業再生支援交付金事業</p> <p>【目的】</p> <p>水産資源の減少と漁業就業者の減少・高齢化が進行する厳しい状況の下で、離島漁業の再生のため、地域資源である漁場の生産力の向上と新規漁業就業者の育成・確保を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>漁業集落の創意工夫を活かした取り組みや漁業後継者対策の取り組みを支援する。</p>	団体	
		<p>漁港施設（水域）機能保全事業(診断業務)</p> <p>【目的】</p> <p>漁港施設の延命化及び機能保全を図るための調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画を作成する。</p>	市	
		<p>起業支援事業</p> <p>【目的】</p> <p>地域資源の活用又は新しく人を雇用して行う事業を起業する個人、団体を支援し商工業の活性化を図り雇用を創出する。</p> <p>【内容】</p> <p>起業にかかる機械導入費等の経費について助成する。</p>	団体	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	電気自動車導入促進事業 【目的】 国の交付金及び県の補助金により五島市内に 配備された電気自動車及び急速充電器等の設 備を活用しながら、電気自動車の導入促進を 図り観光の振興及び低炭素社会を実現する。 【内容】 五島市EV・ITS実配備促進協議会が行う、電 気自動車の利活用に寄与する事業や、配置さ れた急速充電器等のインフラ設備の維持管理 にかかる経費を助成する。	団体	
		物産振興協会設立事業 【目的】 都市部の顧客をターゲットに五島市製品の知 名度アップ及びブランド化を推進し、事業者 の所得向上を図る。 【内容】 五島の産品を製造・加工・販売する企業や個 人を構成員とする五島市物産振興協会が実施 する物産展やホテルフェア等により都市部の 顧客を確保するとともに、ギフト販売やネッ ト販売等により五島市産品の購入環境を整備 する。	団体	
		五島ブランド確立推進事業 【目的】 五島の産品のブランド化を推進するととも に、市内業者が島外へ販路を拡大し、売上げ 増加につながるための事業を行う。 【内容】 ホテルや飲食店で五島の食材を使った新メ ニュー開発等のフェア開催や催事等の営業活動 を行う。また、市内業者自らの商談の機会を 増やすため、市外での商談会への参加旅費を 助成する。	市・団体	
		体験型観光受入体制整備事業 【目的】 本市の豊かな地域資源を活かした体験型観光	市・個人	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	を推進するため、受け皿組織の強化とネットワーク化を支援する。 また、民泊事業の多角化により誘客拡大を図るため、島暮らしを求める個人・小グループ旅行等への対策を強化する。 【内容】 市内各地区の受け皿組織の強化のため、各種講習会の開催、体験プログラムの整備、先進地視察、受入民家の住宅改修支援及び遊漁船登録船を増やすための支援等を行う。	市・個人	
		五島椿まつり支援事業 【目的】 地域資源である椿をテーマにしたイベント事業を実施し、閑散期における交流人口の拡大を図る。 【内容】 五島椿まつりの宣伝事業費や、まつり開催にかかる運営費・事務費及び諸経費を負担する。	団体	
		韓国人観光客誘致事業 【目的】 巡礼ツアーが盛んな韓国からの誘客により、交流人口の拡大を図るとともに、観光関連事業所の活性化を目指す。 【内容】 国際交流員を雇用し、韓国との連絡調整、宣伝・セールス活動を実施し、韓国人観光客の誘致を行う。	市	
		外国人観光客受入体制整備事業 【目的】 外国人観光客の誘客を行う旅行会社に対し助成を行い、交流人口の拡大を図る。 【内容】 海外からの旅行団体を対象に本市への送客を行った旅行会社に対し、五島市での宿泊実数に応じた助成を行う。	法人	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	観光イベント協力隊事業 【目的】 観光誘致イベント等の運営、準備、宣伝活動などを強化し、また、イベントの内容を充実させ交流人口の拡大を図ることで地域経済の活性化に繋げる。 【内容】 臨時職員の雇用やイベントの準備・運営、情報の発信、島外での宣伝活動を強化し、また、イベントの内容を充実させる。	市	
		しま共通地域通貨事業 【目的】 観光客の誘客促進を図り、本市での消費促進を図る。 【内容】 長崎県内の関係離島で共通に使用できる「しま共通地域通貨」の発行に係る経費を負担する。	団体	
		戦略的観光プロモーション事業 【目的】 本市の自然・歴史文化・食・体験など多彩な魅力情報を戦略的かつ効果的に発信することにより、本市への持続的な誘客促進を図る。 【内容】 魅力的な広報ツールの製作を行うとともに、雑誌やインターネットなど複数の媒体を組み合わせたメディアミックスによる効果的な観光プロモーションを展開する。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	観光産業後継者対策総合支援事業 【目的】 観光産業の後継者対策及び小規模宿泊施設の利用促進を図ることにより、将来を見据えた観光産業の発展を目指す 【内容】 支援会議を設置し、後継候補者等に対する新たな研修制度を創設するとともに、旅館・民宿等の利用促進及び施設改修の支援を行う。	団体	
		観光案内機能高度化事業 【目的】 本市の玄関口である福江港、福江空港及び奈留港に設置する観光案内所の機能を高め、おもてなしの向上など受入体制の強化を図ることにより、観光客の満足度向上を目指す。 【内容】 各案内所に専任スタッフを配置し、観光案内及び観光情報の提供、メディア等の視察及び取材対応を行う。	団体	
		五島感動しま旅！総合プロモーション事業 【目的】 体験型観光プログラム「五島感動しま旅！」のクオリティ向上を図るとともに、教育旅行や一般旅行等ターゲットに応じた効果的な誘致活動の展開により、交流人口の拡大を促進する。また、五島市観光協会のコーディネート力を高め、持続可能な受入システムを構築する。 【内容】 コーディネート組織の機能強化や、誘客プロモーションの強化及び教育旅行誘致拡大支援制度の充実を図る。	市・団体	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>スポーツイベント開催推進事業</p> <p>【目的】 市外からの参加が多く知名度のあるスポーツイベントを支援し、交流人口の増加と地域の活性化に繋げる。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五島列島夕やけマラソン大会支援事業 大会開催に係る運営費、事務費及び諸経費を負担する。</li> <li>・五島長崎国際トライアスロン大会支援事業 大会開催に係る運営費、事務費及び諸経費を負担する。</li> <li>・ねりんピック開催事業 大会開催に係る運営費、事務費及び諸経費を負担する。</li> <li>・五島つばきマラソン大会開催事業 大会開催に係る運営費、事務費及び諸経費を負担する。</li> </ul>	団体	
		<p>スポーツ交流人口拡大推進事業</p> <p>【目的】 スポーツ合宿の誘致による交流人口の拡大とまちの賑わいづくりを図る。</p> <p>【内容】 総合案内所や営業活動を行う体制の整備を行い、スポーツ合宿の誘致や営業宣伝活動を実施するとともに合宿実施団体への支援も行う。また、スポーツ合宿やスポーツ大会参加者等の協力を得て、地元中高校生へのスポーツの指導や交流試合あるいはホームステイの実施など、島外者と市民との交流を深める事業を展開する。</p>	団体	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>国際ツバキ会議・全国椿サミット開催事業</p> <p><b>【目的】</b> 2020 国際ツバキ会議・全国椿サミットの開催と関連施設整備に取り組み、多くの参加来島者へ「日本一の椿の島 五島」をアピールし、知名度アップと地域の活性化を図る。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際ツバキ会議フランス大会でのプレゼン</li> <li>・全国椿サミット上五島大会でのPR</li> <li>・視察場所の施設整備</li> <li>・宿泊、交通手段、通訳等の手配</li> <li>・協賛企業の募集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信（パンフ、のぼり、横断幕の作成等）</li> </ul> </li> </ul>	市	
		<p>中小企業振興資金利子および保証料補給</p> <p><b>【目的】</b> 市内の中小企業者の振興を図るため、金融機関の協力を得て、個人及び中小企業者へ低利の融資を円滑に行うことにより、経営合理化及び雇用の創出に繋げる。</p> <p><b>【内容】</b> 中小企業振興資金の融資を受けた中小企業者に対し、金融機関を通じて利子および保証料の補給を行う。平成 29 年 9 月に制度改正を行い、運転資金については利子および保証料を一部補給、設備資金については平全額市が負担する。</p>	市	
		<p>創業資金融資制度</p> <p><b>【目的】</b> 市内における創業者を支援し、創業による雇用の創出及び定住人口の拡大を図る。</p> <p><b>【内容】</b> 低利融資に加え、利子及び保証料を融資後 3 年間全額補助し、初期投資における負担軽減を図る。</p>	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	きしくまち魚津ヶ崎ふれあい交流事業 <b>【目的】</b> 魚津ヶ崎公園において自然の地形を利用した イベントを開催 <b>【内容】</b> ・グラウンド・ゴルフ大会の開催	団体	
		椿のしま！ごとう元気プロジェクト事業 <b>【目的】</b> 椿をテーマにしたイベント事業実施により、 閑散期における交流人口の拡大を図る。 <b>【内容】</b> ・椿まつりの開催	団体	
		なる海鮮まつり事業 <b>【目的】</b> 島内物流体制の構築、養殖マグロの周知・消 費拡大 <b>【内容】</b> ・アジ・イサキまつり ・マグロイベント	団体	



自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(11)過疎地域 自立促進 特別事業	光情報通信網管理事業 【目的】 採算性の低い周辺地域、二次離島地区における情報格差の解消と産業の活性化、行政サービス、医療、福祉及び教育を充実させる。 【内容】 民間業者の参入が見込めない地域においては、通信網の整備を自治体が行っており、維持管理費に見合う収入を得ることが困難なためその負担を市が行う。	市	
		U I ターン促進事業 【目的】 本市の魅力を幅広く発信し、U I ターンを促進する。 【内容】 都市部での移住相談会への参加、移住ガイドブックの制作等を行い、本市の魅力や移住情報について幅広く発信する。また、田舎暮らし体験ツアーの実施など、移住希望者の不安を解消する環境を整備し、U I ターンを促進する。	市	
		離島航空路特別対策事業 離島航空路線を維持するため、経営改善を目的として収益路線への新規参入に伴う初期費用の一部を負担する。	市	
		人材育成対策事業 企業が求める人材を育成することで、雇用の確保及びミスマッチの解消へと繋げる。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(7) 過疎地域 自立促進 特別事業	大波止ホテル除却事業 <b>【目的】</b> 老朽化した大波止ホテルは、屋根の飛散や外壁の崩落により、近隣住民に危害を及ぼす恐れがあるため、建物を解体し事故の未然防止を図る。 <b>【内容】</b> 大波止ホテルの解体にかかる費用について助成を行う。	個人	
4 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域自 立促進特別 事業	障害者等タクシー・定期旅客船運賃助成事業 <b>【目的】</b> 移動困難な障がい者の交通費負担を軽減し、自立更正、社会参加を促す。 <b>【内容】</b> 助成規定を満たした障がい者に対し、タクシー料金助成券を交付する。助成規定を満たした障がい者が市内島しょ間を結ぶ旅客定期航路を利用する場合に助成券を交付する。	市	
		シルバー人材センター運営事業 <b>【目的】</b> 高齢者に就業の機会を提供し、社会参加を促すことで、生きがいがづくりや健康の増進を図る。 <b>【内容】</b> 高齢者に就業の機会を提供する五島市シルバー人材センターの運営費について助成を行う。	法人	
		二次離島地区デイサービス運営事業 <b>【目的】</b> 介護サービス事業者の参入が難しい二次離島地区においても地域間の不公平が生じにくいよう介護予防及び在宅サービスの提供体制を構築する。 <b>【内容】</b> デイサービスセンターがある久賀島、枕島、嵯峨島において、介護保険事業者と委託契約を結び、介護報酬で賄えない経費を支出する。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	<p>医療体制整備事業</p> <p>【目的】 市民がいつでも安心して医療を受けることができるように、土曜日、日曜日、祝日及び夜間における一次医療体制、重症救急患者に対する二次医療体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅当番医制委託事業 日曜日、祝日（年末年始を含む）における初期救急医療体制の確保を図るため、医師会へ委託し当番医制による診療を行う。</li> <li>・救急医療運営委託事業 重症救急患者に対する医療を確保するため、五島中央病院に対し医師等の人件費に相当する額を支援する。</li> </ul>	市	
		<p>医師給与増高経費助成事業</p> <p>【目的】 地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、離島の中核病院においては高度で安定的な医療を求める傾向にあり、本土並みの給与水準を保つことで医師を継続的に確保し、安定的な医療の提供に努める。</p> <p>【内容】 過去3か年の全国公立病院の平均給与月額と長崎県病院企業団の平均給与月額との差を一応の基準とし、医師数を乗じた額の1/2を負担する。</p>		
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<p>スポーツ振興助成事業</p> <p>【目的】 離島に住む市民が他地域の人達とスポーツで交流を行うには、本土へ移動するか大会を誘致することになり多くの経費を負担することになる。そこで、その一部を助成しスポーツにおける交流人口の拡大と地域の活性化に繋げる。</p>	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(4) 過疎地域 自立促進 特別事業	【内容】 スポーツ大会の予選会を経て県大会等へ出場する選手への旅費や県大会以上の大会誘致に要する事業費及び競技力向上対策事業の一部を助成する。		
		長崎県民スポーツ祭(県民体育大会) 参加事業 【目的】 大会へ出場することによる競技力の向上、スポーツ人口の拡大を図るとともに、出場を市民の身近な目標にすることで、生きがいつくり、健康づくりに繋げる。【内容】 大会へ出場する選手の旅費の一部を助成する。	市	
		語学指導等を行う外国青年招致事業 【目的】 外国語教育の充実や国際交流を通じ、国際理解や国際感覚を高め、国際的なコミュニケーション能力の育成を図る。 【内容】 ALT を雇用し、学校における英語指導や国際理解教育を推進する。	市	
		離島高校生修学支援費補助金 【目的】 高校が設置されていない離島から、高校へ進学する生徒の保護者の経済的負担軽減を図る。 【内容】 通学費や居住費等に要する費用について助成する。	市	
		地域づくり情報拠点整備事業 【目的】 学習機会の少ない過疎地域においては、図書の充実が必要である。また、平成 26 年度末の蔵書冊数は約 11 万 9 千冊であり、新図書館の目標冊数を 15 万冊と設定し計画的な図書の購入を行う。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(4) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p><b>【内容】</b> 過疎地域においては、民間の開催する学習の場が少なく、図書の実態はその不足を補う大切なものであり、新図書館の完成に合わせて専門書等の整備を行う。</p>	市	
		<p>しま留学生受入事業</p> <p><b>【目的】</b> 久賀小中学校及び奈留小中学校に市外から入学・転入を希望する児童・生徒に対し、受入家庭（しま親）の協力を得て受入を実施し、豊かな自然の中での様々な体験活動等を通して心身ともに健康な児童・生徒の育成を図る。また、留学生を受け入れることにより、極小規模の二次離島にある学校の存続を図り、島活性の核とする。</p> <p><b>【内容】</b> 受入地区内（久賀・奈留）に連絡協議会を立ち上げ、委託料（9万円）の2/3及び運営経費を市が補助し、留学生を受け入れるしま親に実親負担分の委託料1/3と合わせて支払う。また、留学生の養育については、連絡協議会全体で協力しながら行う。</p>	団体	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域 自立促進 特別事業	<p>世界遺産登録推進事業</p> <p>【目的】 広く市民の文化財保護意識の高揚と郷土愛の醸成を図り、文化遺産を活用した地域振興、まちづくり再生に繋げる。</p> <p>【内容】 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界文化遺産本登録へ向け、県や関係市町一体となって登録推進のための取組を行うとともに、受入体制の充実や構成資産の適切な保存管理にも取り組む。</p>	市	
		<p>重要文化的景観整備活用事業</p> <p>【目的】 平成 23 年に「五島市久賀島の文化的景観」が重要文化的景観に選定されたことを受け、その価値を守り活かすために平成 24 年に策定した「五島市久賀島の文化的景観」整備活用計画に沿った事業を推進する。</p> <p>【内容】 文化的景観の価値を島内外に伝承していくため、来島者に対して、文化的景観の価値を島民がわかりやすく解説するための調査・研究や、久賀島特産品の開発など、久賀島の文化的景観の価値を守っていくための整備や、その価値を活かした地域活性化を推進する。</p>	市	
		<p>国指定名勝「三井楽（みみらくのしま）」保存管理計画策定事業</p> <p>【目的】 平成 26 年に国の名勝に指定された「三井楽（みみらくのしま）」が将来にわたって保存継承されるよう、適切な保存管理・整備活用を図る。</p>	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域自 立促進特別 事業	【内容】 文化財の保存管理と整備活用の方針等を示した保存管理計画を策定する。	団体	
		日本遺産魅力発信推進事業 【目的】 日本遺産の構成文化財群を総合的に活用する。 【内容】 日本遺産に関する情報発信・人材育成事業、普及啓発事業、調査研究事業、公開活用のための整備に係る事業を行う。		
8 集落の整備	(2) 過疎地域自 立促進特別 事業	地域の絆再生事業 【目的】 住民同士が互いに支えあう「地域の絆」の再生を図るとともに、市民力を結集し、地域の特性を活かしたまちづくりの推進を図る。 【内容】 地域の絆再生事業に取り組むまちづくり協議会に対し、「地域の絆再生事業交付金」を交付する。	団体	